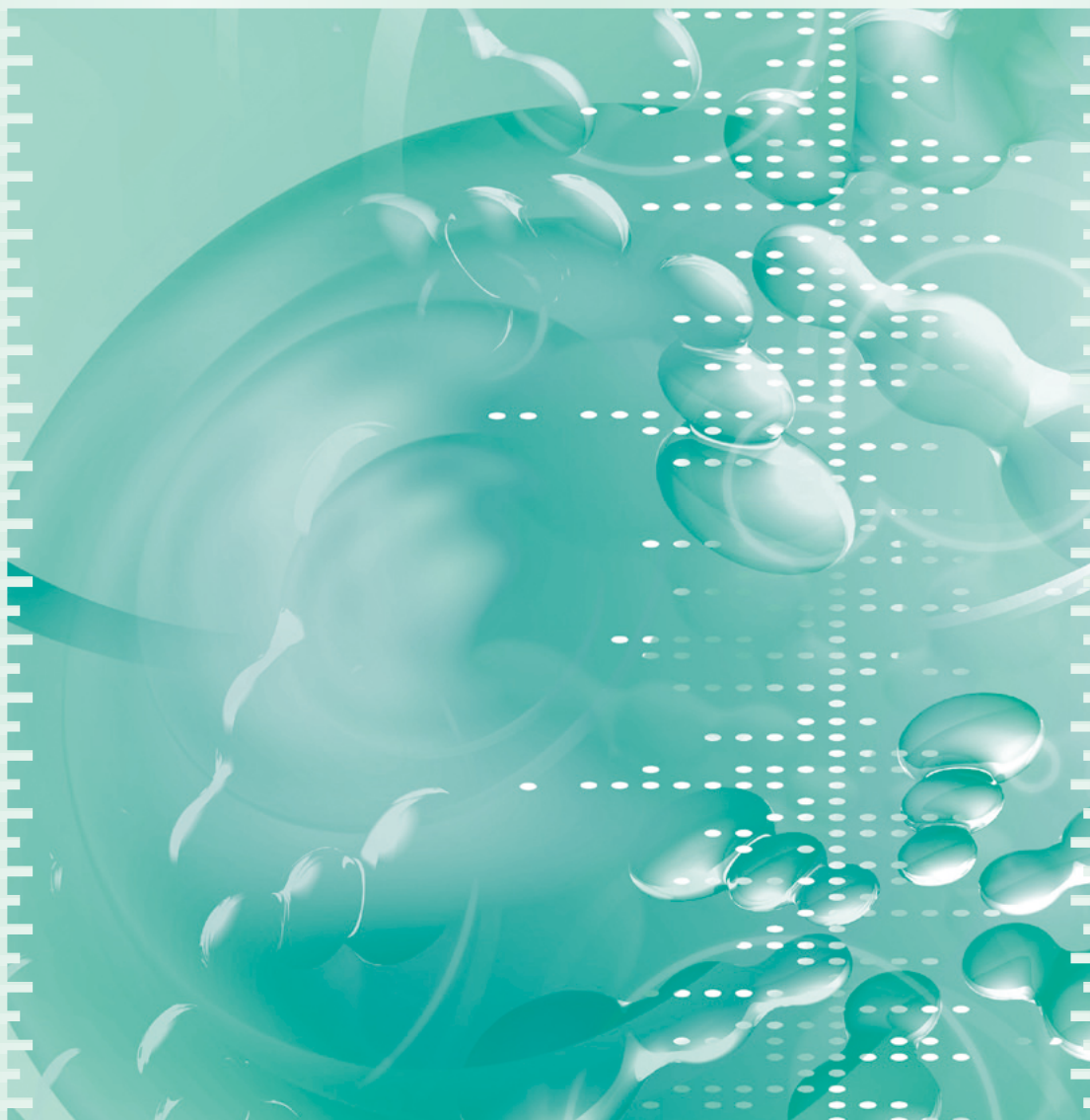


常磐大学大学院

常磐大学大学院学術論究

Scientific Journal of Tokiwa University Graduate School



第9,10合併号 Vol. 9 & 10 Mar. 2023

目 次

原著論文

- ・成人期のキャリア危機（転機）における対応とその心理的特徴に関する研究
—技術者の職業的アイデンティティ再体制化の視点から—…………… 杉 山 惣 一 1
- ・犯罪被害者等支援における犯罪被害者等と親しい周囲の者の役割についての考察
—「途切れることのない支援」の実現に向けて— …………… 稲 垣 友 徳 19

付 録

- 常磐大学大学院人間科学研究科博士課程（後期）学事記録……………付－ 1
- 常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録……………付－ 2
- 常磐大学大学院人間科学研究科博士（人間科学）学位論文要旨……………付－ 3
- 常磐大学大学院人間科学研究科修士（人間科学）学位論文要旨……………付－ 4
- 常磐大学大学院学術論文発行規程……………付－28
- 常磐大学大学院学術論文学術雑誌執筆要項……………付－31
- 常磐大学大学院学術論文学術雑誌執筆要項（英文）……………付－39

成人期のキャリア危機（転機）における対応と その心理的特徴に関する研究 — 技術者の職業的アイデンティティ再体制化の視点から —

杉 山 惣 一¹⁾

2023年1月11日受理

要旨

本研究では、企業就業者がキャリア危機（転機）下の心理的葛藤にどのように向き合い職業的アイデンティティを再構築していくのか、その対応のプロセスと心理的特徴についての示唆を得ることを目的とした。40代から50代の技術者20名にキャリアチャートとライフイベント表を作成し自身の仕事人生を回想的に語って貰うとともに、キャリア危機（転機）となった出来事に注目して半構造化面接を実施した。データの分析は、キャリアチャートとライフイベント表についてはLIM（Life-Line Interview Method）を用い、インタビュー調査から得られた言語データについてはSCAT（Steps for Coding and Theorization）を準用し検討を進めた。

その結果、次のような示唆を得ることができた。(1)全員が仕事人生でキャリア危機（転機）に遭遇しており、その約半数が30代後半から40代前半の時期であった。(2)キャリアチャートは、その形状と心理的特徴から6類型に分類された。(3)職業的アイデンティティ再体制化を促進する鍵は、自ら主体的に模索する「自分と向き合う力」であった。(4)「自己概念（自分らしさ）」を受け入れることで肯定的感情が生じ、再体制化に向けて行動していくことで自己効力感が培われ内在化されていくことが示唆された。

キーワード：キャリア危機（転機）、職業的アイデンティティ再体制化、キャリアチャート、LIM, SCAT

1. 問題と目的

筆者は、企業でキャリア開発・相談を担当してきた。キャリア相談を通して企業就業者に仕事人生をふり返っていただくと、ほぼ全員の方から大きな危機や転機に遭遇して悩み苦しんだ経験が語られ、なかには退職や自死まで考えたと言われる方もおられた。そして、その背景には技術開発の困難さ、事業再編、昇進、配偶者の病、親の介護など様々な事情が存在していた。

企業就業者は、どのような思いでこれらのキャリア危機を受けとめ、そしてそれを乗り越えてき

ているのだろうか。児玉・深田（2005）は、複数企業の就業者485名を調査対象とした質問紙調査によって、企業就業者の職業的アイデンティティの危機期及び年代別の危機の質的な違い、性別毎にみた危機への直面のしやすさの違いを検証している。その結果、職業的アイデンティティに関しては、危機期と考えられていた中年期や定年退職期のみでなく、安定期とされてきた年代においても危機に直面する可能性が多くなっていること、特に女性が危機に直面しやすいこと、また年代によって危機に質的な差異がみられるなどの示唆が示された。また、堀越（2005）は、40代から50代

1) Fusakazu Sugiyama：福島県立医科大学附属病院心身医療科

の企業就業者（営業、SE、開発、生産）192名への質問紙調査を実施し、個人が自らの発達課題を認識し、主体的にこれに取り組むことによって、現在の仕事にエンパワーメントを生じるだけでなく、自己イメージが明確になり、将来のキャリアの方向性を見いだすことができると述べている。

これらを踏まえて、本研究では、企業就業者がキャリア危機下の心理的葛藤にどのように向き合い職業的アイデンティティを再構築し新たな自分の生き方を獲得していくのか、その対応プロセスとそこで生じる心理的特徴についての示唆を得ることを目的とした。本研究におけるリサーチ・クエスションを次の5つとした。

- (1) 企業就業者は、キャリア危機（転機）にどのような心理的・社会的要件と個性をもって遭遇するのか。
- (2) キャリア危機（転機）後の職業的アイデンティティ再体制化のプロセスでは、何が重要な促進要因となるのか。
- (3) 職業的アイデンティティ再体制化のプロセスを通して、何が得られ何が内在化されていくのか。
- (4) キャリア危機（転機）を乗り越えた者にとって、職業的アイデンティティ再体制化のプロセスの持つ意味とは何か。
- (5) キャリアカウンセリングを通して、仕事人生をふり返ることで得られるものは何か。

2. 研究方法

2.1 研究対象者

研究対象者は、製造業A社の技術系社員であり、以下の要件を満たす方とした。

年齢：40代から50代の技術系社員

職種：開発、設計、製造、品質保証および保守・サービス

職位：管理職（本部長、部長、課長など）

2.2 調査依頼

上記研究対象者に対して予めメールなどで本研究の趣旨・目的を伝えた。研究協力の内諾を得ら

れた方について、研究実施者が当該職場を訪問して研究内容説明書に基づいて本研究の目的、調査方法、研究協力の判断と同意、データの保管、プライバシー保護について十分に説明した。そのうえでご本人の自由意思に基づいて本研究に協力することに同意が得られた方20名を研究協力者とした。

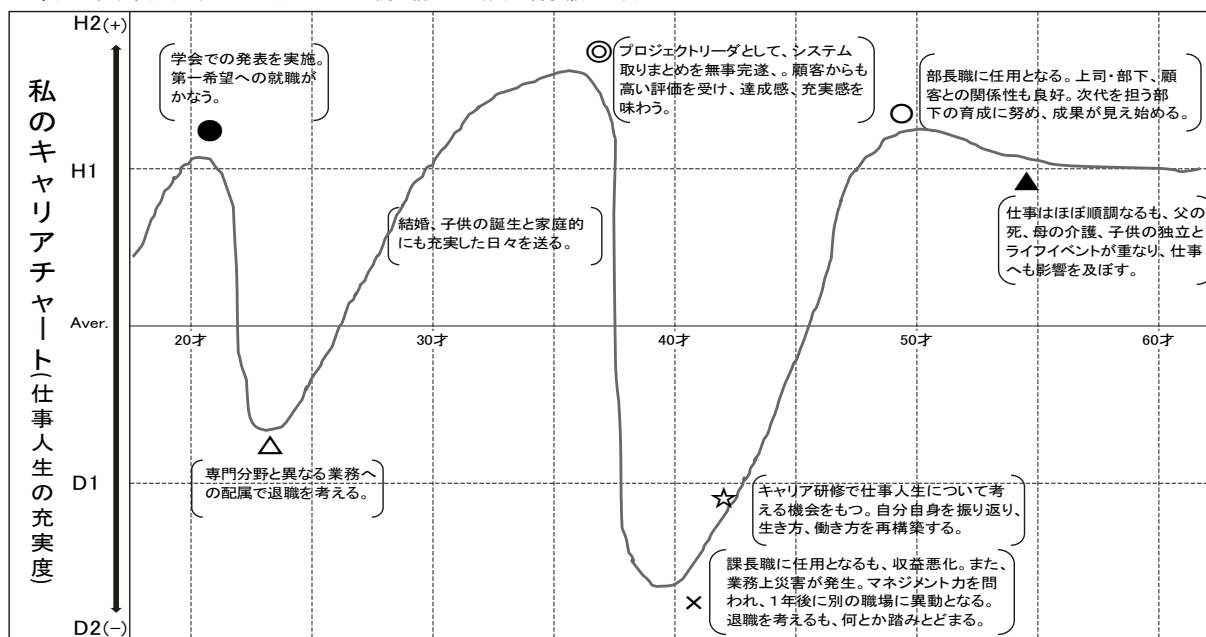
インタビュー調査にあたっては、研究実施者が「成人期のキャリア危機（転機）における対応とその心理的特徴に関する調査表」（＜私のキャリアチャート＞＜ライフイベント表＞、＜キャリア危機（転機）と対応について（6領域20項目の質問）＞）を研究協力者に直接手渡し、記入例（Figure 1. ＜私のキャリアチャート＞＜ライフイベント表＞の記入例）を用いて実施要領を具体的に説明した。

上記調査表中の＜私のキャリアチャート＞及び＜ライフイベント表＞については、インタビュー調査前に作成してインタビュー調査時に持参してくださるよう依頼した。また、＜キャリア危機（転機）と対応について（6領域20項目の質問）＞（具体的な質問項目については「2.4 質問項目」に記載）は予め回答を記入する必要はなく、一読して自身の仕事人生をふり返ったうえでインタビュー調査に臨んでくださるよう依頼した。

2.3 インタビュー調査

インタビュー調査は一人当たり1回とし、時間は60分を目安とした。プライバシーが確保された個室を用意して個別に実施した。インタビュー調査の開始前には、研究内容説明書に基づきインタビュー調査内容及び実施方法について再度説明し、研究にご協力いただく意思を再確認したうえで同意書にサインをいただいた。特に、研究実施者には守秘義務があることや、プライバシー保護の観点からキャリアチャートやインタビュー調査で得られたデータが本研究以外の目的で使用されることは一切ないことを改めて説明した。そのうえで、研究協力者に誓約書を手渡した。

＜私のキャリアチャート＞（インタビュー調査前までに作成し持参願います）



（注）1. 「私のキャリアチャート」における H2、H1、Aver.、D1、D2 は、仕事人生の充実度を示す。

＜ライフイベント表＞（大きく影響したイベントがあれば、当該時期に番号で記入してください。インタビュー調査前までに作成し持参願います）

①異動・昇進			①(技師)	①(異動・課長)	①(部長)				
②結(離)婚、出産		②(結婚)	②(第1子)	②(第2子誕生)					
③住宅取得				③					
④子供の進学					④(長女・大学)④(長男・大学)				
⑤子供の独立						⑤(長女・就職)			
⑥子供の結婚							⑥(長女・結婚)		
⑦リフォーム						⑦			
⑧親の介護							⑧(母)		
⑨親の死・相続							⑨(父)		
⑩その他									

Figure 1. ＜私のキャリアチャート＞ ＜ライフイベント表＞の記入例。

また、データ分析のために、インタビュー内容をICレコーダーで録音させていただくこと、録音データの編集・保存などについてはインターネットに接続されていないパソコンを使用し、データの漏洩には十分留意すること、話したくないことは無理に話さなくてよいことを再度伝え、本人の了解を得たうえでインタビューを開始した。なお、2名の研究協力者からは録音の同意が得られなかったため、インタビュー調査時のやり取りをできるだけ詳細にメモをとってデータとした。

インタビュー調査では、まず、＜私のキャリアチャート＞と＜ライフイベント表＞に基づき、研

究協力者に自身の仕事人生全般をふり返っていただいた。その後、半構造化面接によって危機期における気持ちの変化について聴かせていただいた。＜キャリア危機（転機）と対応について＞の半構造化面接では、研究協力者の自由な語りを尊重して研究協力者の気持ちに寄り添いながらインタビューを進めるよう心掛けた。

なお、本研究は常磐大学大学院研究倫理委員会において研究実施の承認を得て（承認番号：200133）、常磐大学大学院研究倫理委員会の定める規定に則って行われた。

2.4 質問項目

6 領域20項目の質問は、以下の通り。

【事実関係と感情・ストレス反応】

Q 1：キャリア危機（転機）があったとするとい
つ頃か、その時の役職・仕事内容

Q 2：どのような出来事だったか（+・-）

Q 3：その時の気持ち（感情とストレス反応）

【アイデンティティ拡散状況】

Q 4：その時の状況の受けとめ方（A：職業的自
己関与について）

Q 5：その時の状況の受けとめ方（B：職業への
肯定的イメージ）

Q 6：その時の状況の受けとめ方（C：職業人と
しての自尊感情）

Q 7：その時の状況の受けとめ方（D：職業人と
しての自己向上意欲）

【自己概念の受けとめ・向き合い方】

Q 8：その時の複雑な感情にどのように向きあっ
たか（気持ちの整理）

Q 9：危機（転機）の意味、価値観、自己認識の
深まりについて

Q10：自分自身をどのように受けとめ直したか
（仕事観、やりがい、意味、人生、興味、
使命感、役割）

Q11：キャリアビジョンの見直しはあったか

【危機（転機）への対応・対処方法】

Q12：どのようにして危機（転機）を乗り越えた
か

Q13：外的リソース（家族、上司、同僚、友人、
他）の活用（何が最も有効か）

Q14：キャリア関係の日頃の学びは役立ったか
（座右の銘、教育、他）

Q15：危機（転機）を主体的に対処するための方
策（行動計画）

【アイデンティティ再体制化の認識】

Q16：危機（転機）を乗り越えたと思えた瞬間、
また要した期間

Q17：職業的アイデンティティ再構築までに要し
た期間

【人生における危機（転機）の意味】

Q18：危機（転機）対応の経験をその後に活かす
ことができたか

Q19：その後の自己と仕事との統合感、拡散感に
ついて

Q20：危機（転機）をふり返って今思うこと

2.5 分析方法

本研究では、研究協力者に自身の仕事人生をふ
り返り回想的に語っていただいたが、その際に使
用した＜私のキャリアチャート＞と＜ライフイベ
ント表＞の分析にあたっては、LIM（Life-Line
Interview Method）（Schroots, 1989）を準用し、
その特徴を確認した。

また、危機的状況やキャリア転機については、
研究協力者の語りを踏まえた半構造化面接によっ
て危機期における気持ちの変化について聴かせ
ていただいた。回想的な語りと半構造化面接で得
られた逐語データは、SCAT（Steps for Coding
and Theorization）（大谷, 2019）に準じてキー
ワードを抽出、概念化し、職業的アイデンティ
ティ再体制化のプロセスの特徴（心理的・社会的
特徴、促進要因、何が内在化されるか）について
分析した。

3. 調査結果

3.1 研究協力者

研究協力者20名の属性は次の通り。年齢は、40
代8名（40％）、50代12名（60％）。性別は、男性
18名（90％）、女性2名（10％）。職位は、本部
長3名（15％）、部長職7名（35％）、課長職10
名（50％）。職種は、開発2名（10％）、設計3
名（15％）、プロジェクト2名（10％）、工事1
名（5％）、サービス3名（15％）、業務管理3名
（15％）、品質保証2名（10％）、企画・拡販2名
（10％）、事業取り纏め2名（10％）であった。

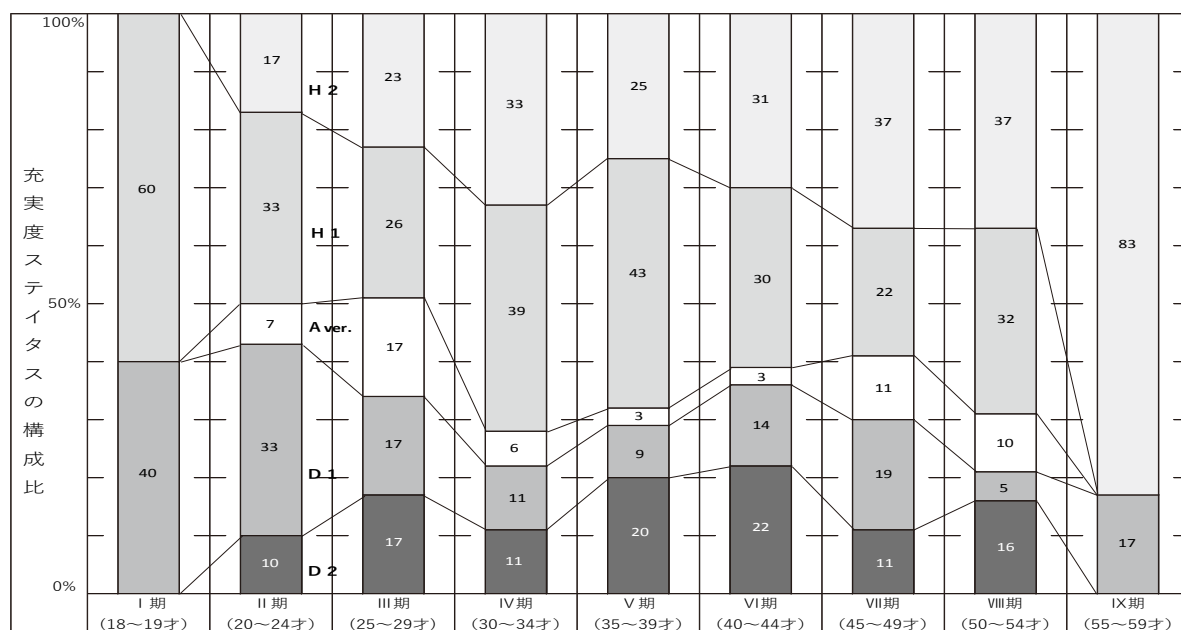
3.2 調査結果 1

(1) 研究協力者20名のキャリアチャートを、Ⅰ～
Ⅸ期（Ⅰ期：18才～19才、Ⅱ期：20才～24才、

Ⅲ期：25才～29才、Ⅳ期：30才～34才、Ⅴ期：35～39才、Ⅵ期：40才～44才、Ⅶ期：45才～49才、Ⅷ期：50才～54才、Ⅸ期：55才～59才）に分けて、各期の「充実度ステイタス」（H2、H1、Aver.、D1、D2）と「振れ幅」（0～4）

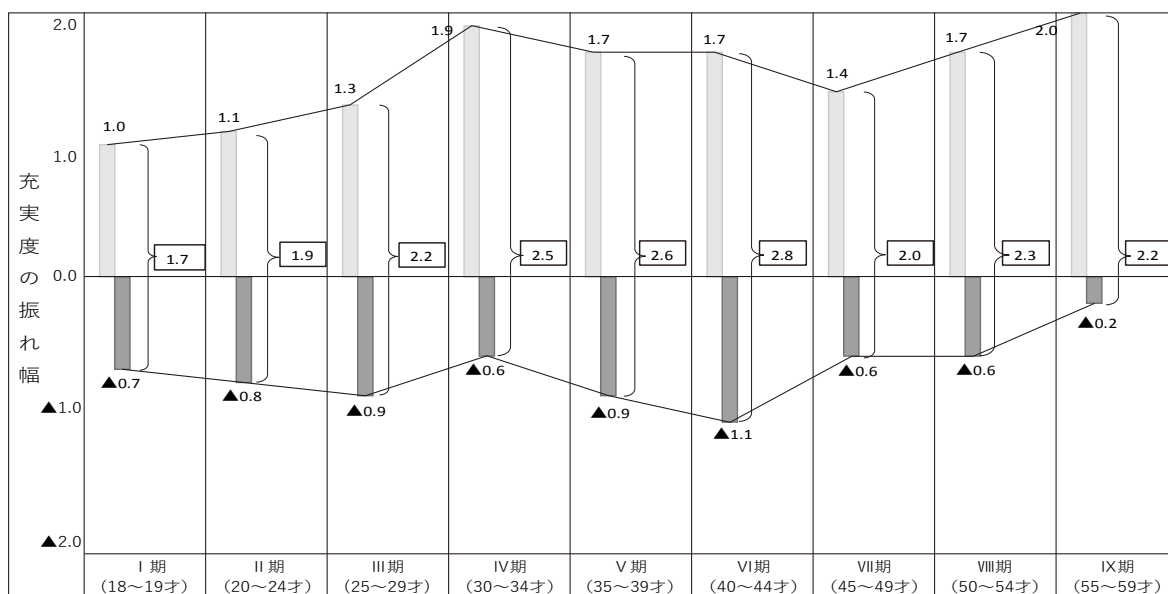
を確認して、その結果をFigure 2「各期における充実度ステイタスの構成比」とFigure 3「各期における充実度の振れ幅」にまとめた。

Figure 2「各期における充実度ステイタスの構成比」からは、いずれの期でもH2+H1（充



(注) 1. 「私のキャリアチャート」における仕事人生の充実度状態を「充実度ステイタス」とし、以下で示した。
H2：充実度++、H1：充実度+、Aver.：充実度±、D1：充実度-、D2：充実度--。
2. 当該期における研究協力者20名の「充実度ステイタス」（H2～D2）の構成比を示している。

Figure 2. 各期における充実度ステイタスの構成比。



(注) 1. 「私のキャリアチャート」における仕事人生の充実度の変動状況（どの方向にどの程度の幅で変動しているか）を研究協力者20名の平均で示した。プラス、マイナス両方向への変動幅を合わせて「振れ幅」とした。
(例：当該期内で充実度ステイタスがH2→D2へと変動していれば、振れ幅が4、方向は)

Figure 3. 各期における充実度の振れ幅。

実度プラス)がD1+D2(充実度マイナス)を上回っており、仕事人生の充実度は概して高く、H2+H1(充実度プラス)が低い期においても49%と約半数を占めていた。その他の期においては50%~70%、最も高いIX期においては実に83%であった。しかし、H2+H1(充実度プラス)の割合は、IV・V・VI期において72%から61%へと減少する一方で、D1+D2(充実度マイナス)の割合が22%から36%へと増加していた。

30代から40代半ばにおけるこの厳しい状況は、Figure 3「各期における充実度の振れ幅」からも窺えた。Figure 3は、充実度がどの程度の幅でどちらの方向に変動しているかを示したものである。IV期からVI期にかけて、H2+H1(充実度プラス)サイドの振れ幅は減少し、D1+D2(充実度マイナス)サイドの振れ幅が拡大しており、両者を合わせた振れ幅はIV期:2.5、V期:2.6、VI期:2.8となっており、30代から40代半ばが仕事人生の中で最も変化の激しい時期であることが示された。

以上から、研究協力者全員が仕事人生において危機に遭遇しており、その時期は20代前半から50代前半までの広範囲に及ぶものの、やはり30代後半から40代前半にかけて多くの方が大きな危機に見舞われ、この時期の充実度は激しく乱高下していた。

- (2) <私のキャリアチャート>の形状に注目して、各研究協力者のキャリアチャートをA型からF型までの6類型に分類した。各型別の形状の特徴は、Table 1「キャリアチャートの形状別分類表」の通りである。

3.3 調査結果2

研究協力者自身にふり返っていただいた仕事人生全般についての語りの概要は、以下の通りであった。

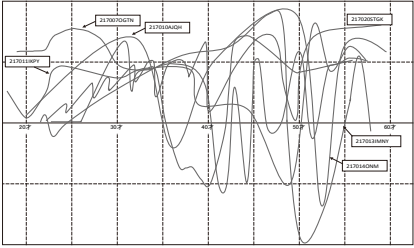
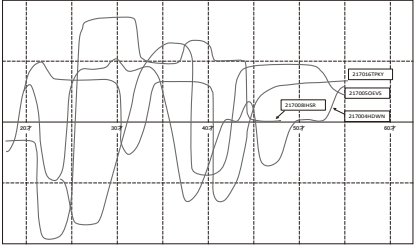
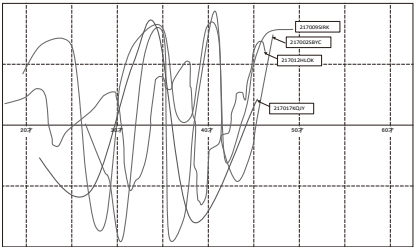
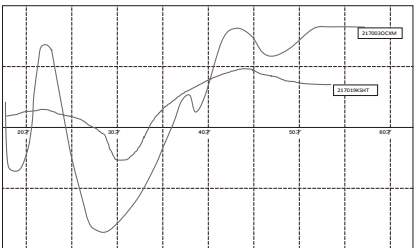
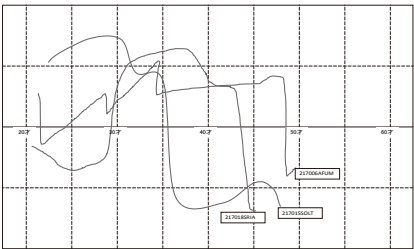
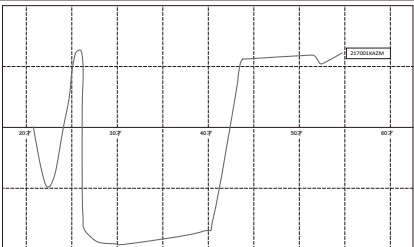
A型:入社後の異動が少なく、技術分野がほぼ同じ業務に従事し技術を身につけつつ実績を上

げ、職場の中核人材として成長していく。仕事人生の半ばにさしかかり、「事業再編」、「管理職への昇進」、「他部署への異動」、「親の介護」などの大きな危機に直面する。一次的には精神的負荷が大きく、混乱、不安、焦り、苛立ち、無力感、自己否定的感情などが表れるが、仲間や培ってきた技術力が支えになる。冷静にしっかりと自分と向き合うことで気づきが得られ、置かれた状況を積極的に受容するよう努め、自らを奮い立たせて主体的に行動する。家族の支えは勿論だが、これまで築いてきた人間関係がサポート資源となる。これらを自ら取りに行き、有効に使うことで危機を乗り越え、再び充実感を得ることができるようになる。

B型:入社時に働く目的や将来が見えずに退職を考えることがある。その後、仕事にやりがいを感じるようになるものの、ほどほどの水準で安定する。危機期は中年期とは限らず、そのきっかけも「組織の統廃合」、「業務上のトラブル」、「人間関係の悪化」など様々である。一次的感情としては無力感、自信喪失感、焦り、転職への揺らぎ、逃避行動がみられるが、投げ出せないとの気づきや使命感から前向きさを取り戻す。読書、一人旅による気づき、上司・同僚・部下との認識の共有、チームとして乗り越える、忍耐・努力などのサポート資源があげられた。自分をふり返り、見方・捉え方を変えていこうとする言葉もみられるが、「組織・自分を守る」、「状況の変化を待つ」のような現実を踏まえた対応や「目標を見失いがち」、「自分の限界を知る」のような停滞感を示す表現が多く確認される。

C型:プロジェクトや開発担当者に多く、年代は40代のみであった。仕事人生の激動期の中に身を置き、もがき苦しみながらも達成感を味わう。危機期は、20代後半から断続的に訪れ、その背景は「新技術の開発」、「突然の異動」、「プロジェクト担当」など様々であり、その都度、充実度は大きく変動する。一次的には不安、焦り、無力感、自信の揺らぎを感じるが、新たな気づきや仕事のやりがいから肯定的に捉え直して主体的に行動す

Table 1.
キャリアチャートの形状別分類表

形状	キャリアチャート	形状の特徴
A型		・チャートが充実度プラス或いは基準線からスタートし、基本的にチャートの前半はH1・H2の領域にあり多少低下傾向を示す時期もあるが、概ね緩やかに上昇する。 ・チャート半ばから後半は、H1・H2領域からD1・D2領域に亘って大きく上下に振れることが多い。ケースによって3～4回程の下降、上昇をくり返す。振れ幅がH2からD2へと急激に下降することや、逆にD2からH2へと一気に上昇することがある。 ・チャートの終わりは、基本的に充実度が高い状態であるH2領域に到達していくことが多い。 ・該当者数: 6名
B型		・チャートの始まりが充実度マイナスの状態であることが多く、前半から充実度マイナス方向への極端な下振れが目立ち、D2領域にまで達する。 ・一旦、下振れた後、ほぼ垂直で真逆な上振れが見られ、充実度がH1・H2領域まで回復する。 ・その後は、D1程度の落ち込みはあるものの、H1領域での比較的上下の振れが少ないほどほどに安定した時期が続く。 ・チャートの終わりにおいても、基本的にほどほどの充実度の状態であるH1領域で終了する。 ・該当者数: 4名
C型		・チャートの始点は充実度プラスの場合もマイナスの場合もあるが、このタイプの特徴は、激しく急激な上下変動である。 ・チャートの初めから終わりまで、H2からD2領域まで大きく振れる。3～4回繰り返すこともある。 ・チャートの終わりは充実度プラスの領域の比較的高い位置にあり、曲線が上向きの方方向性を示すことが多い。 ・また、40代後半で曲線が終了しているのも、このタイプの特徴である。 ・該当者数: 4名
D型		・チャートが充実度プラス或いは基準線からスタートするものの、チャートの前半にD1・D2領域への充実度の低下傾向を示す。 ・その後、チャートは徐々に上昇傾向を強めて、半ばあたりで充実度プラス領域に達する。後半は、H1・H2領域で安定化する。 ・このタイプの特徴は、チャートの前半に充実度マイナス領域に落ち込み、後半はそれと対をなすような上昇傾向が続き安定していくという点である。 ・該当者数: 2名
E型		・チャートの始点は充実度プラスの場合もマイナスの場合もあるが、このタイプの特徴は、チャートの半ばから後半の時期における急激な落ち込みである。 ・このタイプは、チャートの前半では充実度プラスのH2、或いは充実度マイナスであってもチャートの半ばにはH2領域まで上昇する。その後、充実度はD2程度まで急降下しチャートが終了する。ケースによっては、大きな上昇がないまま、チャートの初めから終了まで一気に落ちていく。 ・40代後半で曲線が終了している点は、C型と同様の特徴である。 ・該当者数: 3名
F型		・チャートの始点は基準線からになるが、このタイプの特徴はチャート前半から後半の初めにかけての長期に亘る急激な落ち込みである。 ・このタイプは、チャート前半で充実度プラスのH2領域まで上昇する。その後急激にD2領域まで落ち込み、この状態が10年以上の長期に亘って続いた後、後半にH2まで回復し安定化する。 ・D型の底が長期化したタイプ、或いはEひっくり返したタイプともいえる。 ・該当者数: 1名

る。「情報発信力」、「自分からの脱却」、「専門以外の発想の受入れ」、「不安から使命感へ」、「自らの行動する大切さを知る」など、気づきと主体性に

溢れている。家族の支えは勿論だが、同世代との交流、異分野との接触、上司・同僚・友人・父親の言葉などがサポート資源となっている。

D型：20代後半からの落ち込みがあるが、上司との強い信頼関係が構築されることで乗り越え、その後の仕事人生は充実したものとなっている。この落ち込みの背景要因は、外的な環境の変化や入社以来の不応感感が募った結果という事例がみられる。一次的には、仕事が厭、仕事が合わない、マナー感、閉塞感、逃避願望や働く目的が見えなくなるなど、様々な負の感情が生じる。「上司との強い信頼関係」が構築されることで危機を脱し、その上司との強い絆が対人関係の基盤となって、その後の仕事人生の充実度はプラス方向に向かうものの、自らが主体的に自身の内面を見つめ直す作業はあまり見られない。同僚、友人、家族の支えもサポート資源となっている。

E型：該当者は、40代のみだった。技術分野がほぼ同じ業務に従事しながら職場の中核人材として成長していくが、30代後半の「管理職任用」は外的キャリアの変化だけでなく、技術者から管理職への意識転換という内的作業に大きなエネルギーを要することになる。一次的感情としては、不安、技術者への心残り、投げ出せない苦しさであったが、技術者であり続けたい自分と管理者になり切れないままに管理職としての仕事をせざるを得ない自分との狭間で強い葛藤が生じる。これらの負の感情を、「自尊感情への置き換え」、「集中して無心に」、「歯を食いしばって」、「仕事の意味や価値を考え直す」ことを試みながら力に変えている。家族の支えは勿論だが、業務上の関係者・上司・同僚・友人などのサポート資源を積極的に活用している。

F型：入社後、一時期充実していた時期があるものの、能力不足感や人間関係の悪化から急激に落ち込み、その状態は入社時を知る上司が現れるまで15年間も続く。上司との強い信頼関係を早期に構築したことで、危機後の仕事人生が右肩上がりで充実度もプラス方向に転じたD型とは対照的である。一次的感情としては、不安感、疎外感、自己否定感、希死念慮、寄らば大樹の思い（会社にしがみつく）、向上意欲の喪失、忍耐があげら

れる。一日一日を生きることによって精一杯であり、自身のふり返りや見つめ直しをすることはなかった。「仕事は家族を養うため、家のローン返済のためである」と語っており、受動的、逃避的であり、家族以外のリソースを求めようとしない。耐えることが唯一の戦略として使われ、チャレンジな姿勢はみられなかった。

キャリアチャートの形状については「3.2 調査結果1」で6類型に分類されたが、仕事人生全般についての語りからも、各類型には心理的・社会的な特徴に違いがみられた。

3.4 調査結果3

6領域の質問から抽出したキーワードや言語データの概念化に沿って、キャリア危機（転機）期における職業的アイデンティティ再体制化のプロセスの特徴を確認し、これをFigure 4「キャリア危機（転機）における職業的アイデンティティ再体制化プロセスの概念図」にまとめた。以下にその概要を述べる。なお、概念化は、岡田（2013）のカテゴリー分類を準用した。

「事実関係と感情・ストレス反応」：研究協力者全員がキャリア危機（転機）に遭遇していた。キャリア危機（転機）時の職位としてはチームリーダーが11件（48%）で最も多く、出来事については、「異動・昇進」8件（35%）、「業務困難・不適」5件（22%）、「業務責任・負荷」3件（13%）などであった。また、20代後半では「業務困難・不適」が目立ち、30代後半からは「異動・昇進」、「業務責任・負荷」が増加しており、この傾向はB・C・E型に共通していた。A型では、「家族の介護」も確認された。

「感情・ストレス反応」については、全類型に共通して、「不安」、「焦り」、「苛立ち」、「自己の限界」、「無力感」、「迷い」、「自己否定」などの否定的感情が生起し、精神的・体力的な落ち込みの中で、混乱、メンタル不全（うつ状態）、希死念慮を抱いたとのデータが得られた。その中でも、A・B・F型では「自己の限界」、「無力感」

といった自身に向けての直接的な深い否定感情が散見され、C型では置かれた環境への漠然とした「不安」や「焦り」が強かった。D・E型では、環境と自己との関係性として捉えられ、組織社会化や昇進についての「不満」、「停滞感」、「適応不安」、「役割の不透明感」が特徴的であった。

「**職業的アイデンティティの拡散状況**」：職業的アイデンティティが拡散した状況下で全類型に共通して見られたのは、「職業的自己関与ができない」という状況であり、17件（85%）確認された。しかし、このような状況でも、「職業に対する肯定的イメージ」、「自尊感情」、「自己向上意欲」については、肯定的・否定的感情がほぼ半々で混在していた。逆に、自己関与ができていた3件（15%）では、いずれの質問に対しても肯定的であった。自己関与ができるとの認識を持つことが、「職業に対する肯定的イメージ」や「自尊感情」、「自己向上意欲」にとって重要なファクターになっていた。

「**自己概念の受けとめ方・向き合い方**」：「危機的状況の意味（価値観、自己認識の深まり）」については、A・C・D・E型で自分自身と向き合い自己認識の深まりがみられたが、B型ではむしろ現実的・実務的な語りに終始した。「危機的状況の整理」については、類型毎に特徴がみられた。A型では、現状を冷静に捉え、知識・技術を棚卸し、現有能力を検討するなど、冷静さと主体的・具合的な行動ベースでの対応が語られた。B型では、冷静ではあるが受動的、他力本願的、自然に身を任すような受けとめ方や整理の方法が目立った。C型では混乱した状況を一時的・対処療法的に整理していく方策が語られた。D型は、外部からの刺激によって結果として整理ができたといった事例であった。E型からは、自分自身を納得させるよう言い聞かせることで危機的状況を冷静に受けとめようとしている様子が窺えた。F型では、自身のふり返り、見つめ直しはなかった。「キャリアビジョンの見直し」については、全類型を通して技術者から管理職への転換をあげた方

が多かった。

「**受けとめ直し後の気持ち**」（Q10「**危機的状況の受けとめ直し**」）：Q3「感情とストレス反応」では否定的感情がほぼ全体を占めていたが、Q10「その時（危機期）の状況をどのように受けとめ直したか（仕事観、やりがい、意味、興味、使命感、役割）」については、「内省」、「他視点の探索」、「自己の確認」、「切り換え」、「自己の課題」に取り組んでいる最中であると語られることが多かった。また、「気づき」、「価値観の明確化」、「知識・スキルの獲得」、「やる気」、「チャレンジ」、「期待・希望」などの前向きなプラス感情もみられるなど、全類型でプラス感情とマイナス感情が混在していた。B・F型では、受けとめ直しができずに「自己の限界」、「無力感」、「諦め」などの深い否定的感情が残存していた。

「**危機（転機）への対応・対処方法**」：「どのようにして危機（転機）を乗り越えたか」については、自分自身をふり返り自らを変えていく対応を“自己との対話（S）”、外部環境への働きかけ・調整による対応を“環境との調整（E）”として整理したところ、A型では（S）と（E）の両方を活用しながら危機（転機）に対応している事例が比較的多かった。これに対し、他の型では（S）または（E）のいずれかで危機（転機）に対処していた事例が多かった。また、「外的リソースの活用」では、上司、同僚・仲間、家族の支えなどが有効であった。

「**アイデンティティ再体制化の認識**」：「危機（転機）を乗り越えたと思えた瞬間」については「成果が出るようになった時」、「事業の方向性が見いだせた時」、「プロジェクトをやり終えた時」が大半を占めており、B・C・D・E型で顕著であった。A型では「退職を思いとどまった時」、「プレッシャー因に気づいた時」、「メンバーとの信頼関係ができた時」など、仕事人生を左右するような大きな決断についての一定の結論や自身の内省からの気づきが得られたり、困難な課題にある一定の光が見えてきた時であることが語られた。F

職業的アイデンティティの再体制化

職業的アイデンティティ再体制化プロセスにおける各類型の特徴

自己概念の受けとめ方

＜自己概念の受けとめ方・向き合い方＞	
全体 (20名)	・自分自身と向き合い自己概念の整理が促された(14名・71%) ・自分自身から管理側へ自己概念の再構築が促された(1名・5%) ・自分自身から管理側へ自己概念の再構築が促された(1名・5%) ・自分自身から管理側へ自己概念の再構築が促された(1名・5%)
A型 (6名)	・現状を冷静に捉える。知識・技術の習得し、現状能力の維持等 ・自分の強みと弱みを客観的に捉え、具体的な行動プランを構築する
B型 (4名)	・先ず計画通りに進めようとする。所々で「なぜ」を問うことで、冷静に ・あるが、変革期、自分自身を捉えようとする。変革期に自分自身を ・自己概念よりも仕事の内容を捉えようとする。変革期に自分自身を
C型 (4名)	・自分自身を捉えようとする。変革期、自分自身を捉えようとする。変革期に自分自身を ・自分自身を捉えようとする。変革期、自分自身を捉えようとする。変革期に自分自身を
D型 (2名)	・自分自身を捉えようとする。変革期、自分自身を捉えようとする。変革期に自分自身を ・自分自身を捉えようとする。変革期、自分自身を捉えようとする。変革期に自分自身を
E型 (3名)	・自分自身を捉えようとする。変革期、自分自身を捉えようとする。変革期に自分自身を ・自分自身を捉えようとする。変革期、自分自身を捉えようとする。変革期に自分自身を
F型 (1名)	・自分自身を捉えようとする。変革期、自分自身を捉えようとする。変革期に自分自身を ・自分自身を捉えようとする。変革期、自分自身を捉えようとする。変革期に自分自身を

職業的アイデンティティの拡散

＜アイデンティティの拡散状況＞	
全体 (20名)	・自己概念の整理が促された(14名・71%) ・自己概念の整理が促された(1名・5%) ・自己概念の整理が促された(1名・5%) ・自己概念の整理が促された(1名・5%)
A型 (6名)	・自己概念の整理が促された(14名・71%) ・自己概念の整理が促された(1名・5%) ・自己概念の整理が促された(1名・5%) ・自己概念の整理が促された(1名・5%)
B型 (4名)	・自己概念の整理が促された(14名・71%) ・自己概念の整理が促された(1名・5%) ・自己概念の整理が促された(1名・5%) ・自己概念の整理が促された(1名・5%)
C型 (4名)	・自己概念の整理が促された(14名・71%) ・自己概念の整理が促された(1名・5%) ・自己概念の整理が促された(1名・5%) ・自己概念の整理が促された(1名・5%)
D型 (2名)	・自己概念の整理が促された(14名・71%) ・自己概念の整理が促された(1名・5%) ・自己概念の整理が促された(1名・5%) ・自己概念の整理が促された(1名・5%)
E型 (3名)	・自己概念の整理が促された(14名・71%) ・自己概念の整理が促された(1名・5%) ・自己概念の整理が促された(1名・5%) ・自己概念の整理が促された(1名・5%)
F型 (1名)	・自己概念の整理が促された(14名・71%) ・自己概念の整理が促された(1名・5%) ・自己概念の整理が促された(1名・5%) ・自己概念の整理が促された(1名・5%)

感情・ストレス反応

＜危機的出来事が発生した時の感情とストレス反応＞	
全体 (20名)	・不安、焦り、奇立ち、自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等 ・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等 ・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等 ・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等
A型 (6名)	・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等 ・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等 ・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等 ・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等
B型 (4名)	・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等 ・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等 ・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等 ・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等
C型 (4名)	・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等 ・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等 ・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等 ・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等
D型 (2名)	・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等 ・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等 ・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等 ・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等
E型 (3名)	・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等 ・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等 ・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等 ・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等
F型 (1名)	・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等 ・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等 ・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等 ・自己の限界、無力感、悲しみ、自己否定等

受けとめ直し後の気持ち

＜その時の状況をどのように受けとめ直し(直さなかったか)＞	
全体 (20名)	・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、
A型 (6名)	・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、
B型 (4名)	・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、
C型 (4名)	・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、
D型 (2名)	・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、
E型 (3名)	・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、
F型 (1名)	・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、

自己と仕事の統合感・拡散感

＜その後の自己と仕事の統合感・拡散感について＞	
全体 (20名)	・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、
A型 (6名)	・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、
B型 (4名)	・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、
C型 (4名)	・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、
D型 (2名)	・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、
E型 (3名)	・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、
F型 (1名)	・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、 ・肯定的感情(希望、内情、他者からの期待、自己の限界、

職業的アイデンティティ再体制化のプロセスにおける各類型の気持ちの変化

(注)1.概念化にあたっては、岡田(2013)働く人の心理学 P178 表7-3「トランジョンの最中の心理状態」の「カテゴリー分類」を準用した。

Figure 4. キャリア危機 (転機) における職業的アイデンティティ再体制化プロセスの概念図。

型では、「管理職になり、やりがいを感じられるようになった時」であると語られた。

「自己と仕事の統合感・拡散感」：多くの方から、職業的アイデンティティが再体制化され統合感を含む肯定的感情を持つに至ったことが語られた。特に、C・D・F型では全員から統合感が語られた。その一方で、A・B・E型からは統合感などの肯定的感情とともに「違和感」、「迷い」、「拡散感」を含む否定的感情も示された。

3.5 調査結果のまとめ

キャリアチャートの形状については6類型に分類されたが、前述の通りインタビュー調査から得られた言語データでも、自身の仕事人生の捉え方、危機的状況の受けとめ方、サポート資源への気づきや対処方法において類型毎の特徴がみられた。これらを踏まえて、各類型を次のように呼ぶことにしたい。

A型（主体的行動型）：仕事に対しても自分に対しても冷静に向き合うことで気づきが得られ、置かれた状況を受容しつつ主体的に行動していく。危機（転機）時には否定的感情よりも、むしろ「乗り越える力」、「割り切り感」、「自己の確認・決断」など、困難に向き合いながらも前に進もうとする意志が感じられる。

B型（現実的安定希求型）：“ほどほど感”といった仕事観を持ち、メンバーとの協調性を大切にしている。一旦危機（転機）が訪れると「自己の限界」、「無力感」などの深い否定的感情が残存する傾向がみられる。危機（転機）期の対応としては、「知識・スキルの獲得」などの現実的な対応をとる。

C型（プロジェクト型）：数年サイクルのプロジェクトに加わり、危機（転機）時には「内省」、「他の視点の模索」、「忍耐」、「切り換え」、「自己の課題の確認」を意識し、状況を自ら肯定的に捉え直して、気持ちを「使命感」、「やりがい」、「期待感」に切り換えて主体的に行動することで危機（転機）を乗り越える。

D型（やる気・期待優先型）：チャレンジングではあるが、どちらかと言えば気持ちが優先し、自分自身と向き合うことやふり返りが少ない。危機（転機）時にも、「やる気」、「チャレンジ」、「期待・希望」などの肯定的感情や前へ進もうとする気持ちが先行する。

E型（昇進ショック型）：管理職に昇進するも、技術者から管理職への切り換えに大きなエネルギーを要し、多忙も重なり混乱し苦しんでいる。今がまさに危機期の真っただ中であり、「信じる」、「不屈の精神」、「乗り越える力」など、今まさにチャレンジしている印象が強い。管理職への昇進が自身のキャリアビジョンの転換点になっている。

F型（忍耐固着型）：仕事に対して受動的、他力本願的な姿勢がみられる。危機（転機）時の「感情・ストレス反応」は「無力感」、「どん底」、「自己否定」であり、「受けとめ直し後の気持ち」にも「我慢」、「忍耐」、「諦め」、「無力感」といった深い否定的感情が占める。

4. 考察

本研究では、5つのリサーチ・クエスチョンを設けた。考察では、これまでの調査結果を踏まえて、これらのリサーチ・クエスチョンに答えていくことにしたい。

4.1 リサーチ・クエスチョンについて

(1) 企業就業者は、キャリア危機（転機）にどのような心理的・社会的要件と個別性をもって遭遇するのか。

本研究では、研究協力者全員が仕事人生においてキャリア危機（転機）に遭遇しており、その時期は20代前半から50代前半までと広範囲に及んでいた。特に、30代後半から40代前半にかけての時期は、多くの方が危機に見舞われて仕事の充実度は大きく低下し、充実度の激しい乱高下も見られる変化の激しい時期であった。職位としては、チームリーダーの時期が最も多く、技術者チーム

の中心メンバーとして奮闘する時期にキャリア危機に陥っていた。出来事としては、全期を通して「異動・昇進」が最も多く、次いで「業務困難・不適」、「業務責任・負荷」であった。また、職業発達の比較的初期の段階（Ⅲ期）では、「業務困難・不適」が目立ち、30代後半から40代前半（Ⅴ・Ⅵ期）になると「異動・昇進」、「業務責任・負荷」の割合が多く、職業発達後期の段階（Ⅷ期）には「家族介護・他」の問題が生じていることも確認された。本研究では危機期の中心は中年期であったものの、危機に直面する機会は中年期や定年退職期のみではなく全年代に広がり、かつ危機には年代別に質的な違いがみられており、これは児玉・深田（2005）を支持する結果であった。

一方、危機（転機）期の職業的アイデンティティが拡散した状態において共通してみられたのは、「職業的自己関与」ができないという状況であった。逆に、自己関与ができていた事例では、厳しい状況下にあっても「職業の肯定的イメージ」、「職業人としての自尊感情」、「職業人としての自己向上意欲」のいずれについても肯定的な回答が得られた。自己関与ができるとの認識を持つことが、「職業に対する肯定的イメージ」や「自尊感情」、「自己向上意欲」にとって重要なファクターになっているとともに、混乱で自信を失いかけながらも、「自分ならできる」と自らを鼓舞して頑張ることにも繋がるように思われる。

本研究では技術者を対象にしたこともあり、キャリアビジョンの見直し機会として「技術者から管理職への転換」を挙げた方が7人（キャリアビジョンの「見直しがあった」方の44%）であった。技術者にとって、管理職になることはキャリアの大きな転換であり、想像以上に大きな負荷となっていることが推察される。なかには、管理職としての自分を受け入れられずに専門技術者としての道を究めたいとの思いとの狭間で葛藤を抱えたまま、数年に亘って違和感や不安全感に苦しんでいたと語る方もおられた。また、職場の上司との関係性は、良くも悪くも大きく影響しており、D

型（やる気・期待優先型）のように上司との強い信頼関係が困難を乗り越える力となった事例がある一方で、F型（忍耐固執型）のように上司との良好な関係性が構築できないままに「不安全感」、「疎外感」、「自己否定感」を抱えながら辛酸をなめること15年目に新しい上司に認められ、漸く自分自身を取り戻したという事例もみられた。

以上がキャリア危機（転機）の時期にみられた心理的・社会的特徴であり、様々な背景要因や個別性が確認できた。渡辺（2007）は、「（キャリアに関する）多数の定義を分析した結果、いずれの定義にも『人と環境との相互作用の結果』、『時間的流れ』、『空間的広がり』および『個別性』の意味が共通して内包しているという結論に達した」と述べているが、本研究においても同様であったと考えている。

(2) キャリア危機（転機）後の職業的アイデンティティ再体制化のプロセスでは、何が重要な促進要因となるのか。

「転機が起これば変化するのは、役割、人間関係、日常生活、自分らしさ（自己概念）である」と言われ、「自分が転機に入ったこと、今危機的状况ににいるということを受容することが大切であり、転機を乗り越えるためのスタートになる」と言われている。シュロスバーク（Schlossberg, N.K）は、「現状を客観視して点検する。自分自身の感情、欲求、認知を確認し、自分の能力、経験を点検する。得られる支援、活用できるリソースを整理する。効果的に危機を乗り越えるための行動、思考、対応策を考え実行する」（Schlossberg, 2010）ことの大切さについて述べている。

本研究でも、危機（転機）における様々な環境の変化が生じる状況にあって、「内省」、「他の視点の模索」、「自己の確認」、「現状を冷静に捉える」だけでなく、「知識・技術の棚卸し」、「現有能力の検討」などの具体的な行動ベースの対応もあげられており、現状を客観視することで「自分自身を知る」、「環境とサポート資源を知る」ことが、危機を乗り越えるうえで重要な要素になって

いた。つまり、本研究で確認できたことは、職業的アイデンティティの危機に直面した際には、危機（転機）的状况を客観的に認識し主体的に模索すること、すなわち自ら主体的に関わることができる“自分と向き合う力”が、再体制化にとって大切な要素になっているということであった。そのためには、自己が確立されていなければならず、従って青年期のアイデンティティ確立期の主体的な取り組みは重要であろうと思われる。また、「職場の関係者」、「上司」、「同僚」、「友人」などの外的リソースに対して能動的に関わることができること、いわゆる身近な関係者との日頃からの“良好な関係づくり”は危機（転機）を乗り越えていくうえで大切な要素であると考えられる。

一方、エリクソン（Erikson, E. H.）によると「40才～65才までの中年期の発達課題は、世代性（生殖性）VS停滞である」とされ、「この時期に次の世代を育てること、つまり自分自身が積極的に関与してこれまで深めてきたことを伝承していくという世代性を獲得できることで、よりよく生きて行くための力が得られるのが中年期である」（Erikson, Erikson, 1997）とされているが、今回の調査からは世代性に関するデータは得られなかった。まだ危機の渦中にあたり、大きな危機は乗り越えたものの現役として最前線で頑張っている方が殆どであり、「次の世代を育てる」といった思いを抱くまでには至っていないようであった。これは、技術の進歩によるものなのか、A社が役職定年制をとっていないためなのか、あるいは人生100年と言われる中で、中年期の位置づけにも何らかの変化が生じているのではないかとと思われる。

(3) 職業的アイデンティティ再体制化のプロセスを通して、何が得られ何が内在化されていくのか。

岡本（1997）は、「この中年期のアイデンティティ再体制化のプロセスは、『これまでのアイデンティティの揺らぎ・崩壊（アイデンティティ拡散）→自分の生き方の見直し・将来の生き方の模

索（モラトリアム）→軌道修正・軌道転換により、再び主体的に関与できる生き方の獲得（アイデンティティ達成）』という、アイデンティティの揺らぎと再達成のプロセスとして理解することができる」とし、「将来に向けての価値観の修正、自己と仕事との関係の変化が生じ、危機を脱したことによって自己安定感・肯定感が増大すると考えられる」と述べている。

本研究では、Figure 4「キャリア危機（転機）における職業的アイデンティティ再体制化プロセスの概念図」に示すように、「危機（転機）となる出来事の発生」→「職業的アイデンティティの拡散」→「自己概念（自分らしさ）の受けとめ方」→「危機（転機）への対応」→「再体制化の認識」→「職業的アイデンティティの再体制化」の一連の流れ、そしてその流れの過程で生じる気持ちの変化を「（発生時の）感情・ストレス反応」→「受けとめ直し後の気持ち」→「（再体制化時の）自己と仕事の統合感・拡散感」で順に辿った。

この結果をまとめると次の通りとなる。アイデンティティ拡散状況（但し、本研究では自尊感情や自己向上意欲は比較的保たれていた）にあり、職業への自己関与ができずに職業への肯定的イメージが持てない状況であっても、自分自身と向き合い自己認識の深まりが見られることで、否定的感情に満ちた状況から肯定的感情と否定的感情の混在した状況へと変化し、更に外部リソースなどを適切に用いることによって職業的アイデンティティが再体制化される方向へと動機づけられるということである。

「自己概念の受けとめ方」とその後の「受けとめ直し後の気持ち」の変化によって、「自己の確認」、「他の視点の模索」、「価値観の明確化」、「やる気」、「チャレンジ」、「期待・希望」などの前向きさを受けとめ直すことができるようになる。そして「危機（転機）への対応」についても、自己との対話や環境との調整を適切に使い、「上司」、「同僚」などの外的リソースを活用して統合感へと進んでいくことが示唆された。

これらの結果から、自己のキャリアのふり返りによって主観的事実を紡いでいくことで、自分と向き合うことで得られる「視点の切り換え」、「前へ進もうとする気持ち」などの肯定的感情が生じ、行動に移していくことで自己効力感が培われ内在化されていくものと考えている。このような点から、上司、同僚などの身近なリソース、そして家族の支え・癒しなどの効果は大きい。また、キャリアカウンセリングによって自分と向き合う機会が得られることも、リソースの一つになるものと思われる。

(4) キャリア危機（転機）を乗り越えた者にとって、職業的アイデンティティ再体制化のプロセスの持つ意味とは何か。

職業的アイデンティティが再体制化されたとの認識は、「成果・方向性が見いだせた時」、「今後の見通しがついた時」、「凝り固まった自分から脱却できた時」、「プロジェクトの見通しができた時」、「マネージャーへの転換が認識できた時」など、困難な状況からの脱却や何かをやり終えた時であった。従って、危機（転機）の時期は、「二度と経験したくないが肥し」、「とても苦しかった」、「巡り合せが仕事人生を左右する」と困難さを実感した時期ではあったが、一方では「主体性が大切」、「視野の狭さに気づいた」、「逃げずに向き合う」、「発想の転換」、「仕事観の転換」、「忍耐・努力で道は開ける」などの新たな気づきを与えてくれる時期でもあった。

このように考えると、キャリア危機（転機）を乗り越えた者にとって職業的アイデンティティ再体制化のプロセスとは、本人の可能性を引き出し、職業的アイデンティティを拡充していくプロセスであるとも考えられる。自分の考え方や行動を変えていかなければならない苦しい時期だからこそ、主体的に考え行動することで“一皮剥けた新たな自分”が生まれるものと思われる。

(5) キャリアカウンセリングを通して、仕事人生をふり返ることで得られるものは何か。

サビカス（Savickas, M. L.）は、「個人は自ら

のキャリアを語ることを通して『物語的真実』（narrative truth）をつくり出している」と述べ、自己のキャリアのふり返りによって主観的現実を紡いでいくことの大切さを強調している（Savickas, 1997, 2015）。

本研究では、研究協力者に自身の仕事人生をふり返ってキャリアチャートとライフイベント表を作成いただくとともに、仕事人生全般について回想的に語ってもらった。また、危機的状況やキャリア転機に焦点を当てた半構造化面接によって、自己概念の受けとめ、見直し、危機への向き合い方、そして職業的アイデンティティの再体制化に至るまでの気づきや気持ちの変化について辿ってもらった。これは、自身の仕事人生を語ることで自体が物語的真実を紡ぎ自身の仕事人生に主観的な意味づけをすることになり、過去を通して今を感じ、これからを考える機会になると考えたからであり、このようなキャリアカウンセリングの実践とも言える面接の中から得られた言語データを分析することで、キャリア危機（転機）への対応プロセスとそこに見られる心理的特徴についての何らかの示唆が得られると考えたからであった。

研究協力者からは、インタビュー調査を終えて、「節目、節目には、今回のような自分自身をふり返る時間が必要」、「話を聴いてもらうことで気持ちが整理できた」、「過去－現在－これからが繋がっていることが理解できた」などの声が寄せられた。キャリアカウンセリングを通して、仕事人生をふり返り、主観的現実の大切さに気づいていただくことは、前に進もうとする気持ちや肯定的感情に繋がっていくものと思われる。

5. まとめ

これまでキャリアチャートによる視覚的データと、仕事人生の回想や危機（転機）期対応のインタビューから得られた言語データに基づき、成人期のキャリア危機（転機）における対応とその心理的特徴について検討してきた。言語データについては、仕事人生全体のふり返りと危機（転機）

期という不安定な状況に直面した際の対応とに分けて、それぞれの特徴を確認した。そして、これらを職業的アイデンティティの再体制化のプロセスに落とし込むことで、再体制化のプロセスを促進する要因、このプロセスを通して内在化されるものやプロセスの持つ意味、仕事人生をふり返るという作業を通して得られるものについて検討を進めてきた。

このように、今回、本研究で捉えようとしたことは、描くことや語ることで得られる意味づけされた主観的事実（物語）であり、その人なりの受けとめ、理解、納得の仕方である。「職業的自己関与」が殆どできないようなキャリア危機（転機）において、この主観的事実（物語）をどのように紡いでいくことができるかが、極めて重要であると考えている。各類型の特徴は、職業的アイデンティティ再体制化のプロセスにおいて、危機となる出来事が発生した時の気持ち、自分自身の受けとめ直しと危機への向き合い方、危機への対応・対処方法、その後の自己と仕事の統合感・拡散感に違いを生じさせることに繋がり、内的キャリアの形成においても影響を及ぼしているものと思われる。

職業的アイデンティティ再体制化のプロセスにおいては、危機（転機）的状況を認識し自ら主体的に模索する“自分と向き合う力”が大切な要素であった。「自分自身を知る」こと、そしてそのうえで主体的に危機（転機）に向き合うことによって、何をすべきかを冷静に判断し、視野を広げサポート資源の獲得に繋げることができるものと思われる。特に、アイデンティティが拡散状態にあり、「職業への自己関与」ができずに「職業への肯定的イメージ」が持てない状況にあっては、どのように「自己概念（自分らしさ）」を受けとめ直し、どのような主観的事実（物語）を紡いでいくかが、職業的アイデンティティ再体制化を促進する鍵になるものと思われる。自己のキャリアをふり返り、「自己概念（自分らしさ）」を受け入れることで、「視点の切り換え」ができ、「前

へ進もうとする気持ち」などの肯定的感情が生じてくる。そして、行動に移していくことで自己効力感が培われ内在化されていくものと考えられる。

今回の研究協力者からは、「節目節目で自分自身をふり返る時間が必要」との声も聞かれた。多忙な毎日を送っているとなかなか自分自身と向き合う機会は持てない。それゆえキャリアカウンセリングによってカウンセラーに自らのキャリアの変遷を語ることは、自分自身と向き合い、自らを主体的に模索する貴重な機会となると思われる。また、日々、目まぐるしく変化の激しい時代にあって、企業就労者はこれまでのように組織に依存することはできず、個々人自らが意識してキャリアを捉え、変化に応じて自分自身の意志でキャリアを選択していくことにならざるを得ない。このような中、本研究で述べてきた「自己概念（自分らしさ）」を受けとめ直し主観的事実（物語）を紡いでいくことは、より有用になっていくものと考ええる。

最後に、今後、本研究で用いた手法や得られた知見をキャリアカウンセリングに留めずに、働く人々のメンタルヘルスやワークエンゲージメントに活用すること、また臨床的にはキャリア回想法を取り入れたセラピーも検討課題として取り組んでいきたいとの思いを述べ、本研究のまとめとする。

謝辞

本論文を執筆するにあたり、ご多忙にもかかわらずインタビュー調査に快く応じてくださった研究協力者の皆様に、心より御礼申し上げます。

引用文献

- Erikson, E. H. & Erikson, J. M. (1997). *The Life Cycle Completed: A review (Expanded Edition)* W.W. Norton & Company. (村瀬孝雄・近藤邦夫 訳 (2001) ライフサイクル、その完結＜増補版＞ みみず書房 堀越 弘 (2005). 中年期におけるキャリア環境変化

- 対応性への影響要因－生涯キャリア発達の視点に
立って－産業・組織心理学研究, 18(2), 77-87.
- 児玉眞樹子・深田博己 (2005). 企業就業者の職業的
アイデンティティの危機に関する研究 広島大学大
学院教育学研究科紀要第三部第54号, 265-273
- 岡田昌毅 (2013). 働く人の心理学 ナカニシヤ出版
- 岡本祐子 (1997). 中年期のアイデンティティの危機
と発達－中年の危機をキャリア発達にどう生かす
か－BUSINESS INSIGHT, 20-33
- 大谷 尚 (2019). 質的研究の考え方－研究方法論か
らSCATによる分析まで－名古屋大学出版会
- Savickas, M. L. (1997). Career adaptability: An
integrative construct for life-span, life-space
theory. *Career Development*, 45, 247-259
- Savickas, M.L. 平木典子 監訳 (2015). サビカス キャ
リア・カウンセリング理論 福村出版
- Schlossberg, N. K. (2010). *Overwhelmed coping with
life's Ups and Downs (2nd ed.)* Lexington Books.
- Schroots, J. J. F., ten Kate, C. A. (1989). Metaphors,
aging and the life-line interview method. In Unruh,
D., Livings, G. (Eds.). *Current Perspectives on
Aging and the Life Cycle. Vol. 3: Personal history
through the life course* (pp.281-298). JAI.
- 渡辺三枝子 (編著) (2007). 新版キャリアの心理学
キャリア支援への発達のアプローチ ナカニシヤ出
版

Career crisis (*transition*) , counterapproaches, and adult psychological traits: Engineers' vocational identity reconfirmation

Fusakazu Sugiyama¹⁾

Abstract

The study aimed to investigate how corporate workers deal with psychological conflict during a career crisis (*transition*) and rebuild their vocational identity. Furthermore, it identified aspects of the process and psychological traits by evaluating their responses. First, the author asked 20 engineers in their 40s and 50s to create career charts and life event tables that would enable them to express reflections on their work lives. Next, semi-structured interviews about the events leading to a career crisis (*transition*) were conducted. The Life-Line Interview Method (LIM) was used for data analysis of the career charts and life event tables. Finally, a Steps for Coding and Theorization (SCAT) analysis was performed to examine the verbal data obtained from the interview surveys.

The results indicated: (1) all subjects had experienced a career crisis (*transition*) in their work life. Approximately half occurred when the subjects were in their late 30s to early 40s; (2) Six types of career charts could be extracted based on their form and psychological traits. (3) The key to promoting vocational identity reconfirmation was the ability to face oneself , which the individual must actively seek, and (4) positive feelings were generated by embracing their self-concept (*being themselves*). Furthermore, their self-efficacy was cultivated and internalized by working toward reconfirmation.

Key words: career crisis (*transition*), reconfirmation of vocational identity, career chart, LIM, SCAT

1) Fusakazu Sugiyama: Department of Neuropsychiatry, Fukushima Medical University Hospital

犯罪被害者等支援における犯罪被害者等と 親しい周囲の者の役割についての考察 —「途切れることのない支援」の実現に向けて—

1)
稲垣友徳

2023年1月11日受理

要旨

犯罪被害者等は犯罪被害に遭遇したその瞬間から様々な困難が生じることから、適切な支援を必要とするが、我が国における犯罪被害者等のための施策については、国や地方公共団体、その他の関係機関等、様々な角度から講じられている。近年では、地方公共団体において、いわゆる「犯罪被害者等支援条例」が制定されていることから、地域に根差した支援が推進されており、途切れない支援が実現されるよう、刑事司法機関、犯罪被害者等支援センター、地方公共団体、その他多くの関係機関が連携し、犯罪被害者等への支援を提供している。

その一方で、犯罪被害者等にとっては、刑事手続きや被害からの回復過程等において、これまでの生活では接する機会がなかった立場の者とも接する必要性が生じる。ご自身の支援者という立場であったとしても、被害直後からすぐに信頼を置き、相互間で適切な関係を築くことは容易ではなく、関係性の構築次第では、犯罪被害者等の権利利益が十分に保護されず、被害からの回復に向けた過程においても困難が生じるという場合も想定できよう。

そこで、本稿は、犯罪被害者等と親しい関係にある者、いわゆる「身近な者（親戚・友人・知人等）」による支援について言及するものである。本稿においては、犯罪被害者等にとっては、被害直後から日常生活を営む上での支援（日常生活への支援）が必要であるとの現状のもと、犯罪被害に遭遇する前から関係性が構築されている者による支援の可能性及び必要性についての考察を試み、犯罪被害者等への支援策の一つとして、既存の支援システムに加えて、日常生活のお手伝いという位置づけにおいて、親しい関係にある者による支援が挙げられるという点についての考察を試みた。また、周囲の者による支援の可能性を広げるためにも、犯罪被害者等が置かれる現状や支援について、広く国民に浸透させ、犯罪被害者等に対する偏見や無理解から生じる二次被害を防止し、犯罪被害について常日頃から「我が事」として理解する必要があると考えた。

キーワード：犯罪被害者等、犯罪被害者等と親しい周囲の者、犯罪被害者等支援、日常生活支援

はじめに

（犯罪被害者等への支援に関する概観）

我が国における犯罪被害者等¹のための支援に関する法制度等は様々に制定されており、国が主体となったものとしては、2004年に制定された

「犯罪被害者等基本法²」（以下「基本法」という。）及び基本法に沿って策定された³「犯罪被害者等基本計画⁴」（以下「基本計画」という。）があり、2023年現在、基本計画は第4次基本計画として推進されている。また、基本法及び基本計画に基づき、近年においては、犯罪被害者等支援における

1) Inagaki Tomonori：常磐大学大学院人間科学研究科修士課程研究生

地方公共団体の役割に焦点が当てられ、犯罪被害者等のための支援施策推進に向けた地方公共団体による特化条例である、いわゆる「犯罪被害者等支援条例」（以下「支援条例」という。）の制定が各地で進められている。支援条例に関しては、都道府県での支援条例及び市区町村での支援条例といった、それぞれの行政段階において支援条例を制定し、福祉分野での支援策を含む、地方公共団体の有している様々なサービスを活用した支援施策が提供できるよう整備が進められている。また、各都道府県に設置されている民間の犯罪被害者等支援団体である、いわゆる「犯罪被害者等支援センター」（以下「支援センター」という。）においても犯罪被害者等のための支援が提供されている。したがって、現在においては、国が主体となった施策、地方公共団体が主体となった施策、民間支援団体が主体となった施策というように、官民がそれぞれの特徴を活かした、多機関での連携⁵を原則とした支援施策が進められている。法制度等が充実してきたことによる実際の支援施策運用として、犯罪被害者等が「利用しやすく」、支援が「途切れることのない支援」になるような支援システムづくりが重要度を増して求められている。犯罪被害者等が必要とする支援のニーズは多岐にわたり、支援機関個別での支援には限界があることから、犯罪被害遭遇直後から、様々な関係機関等が協働して、重層的な支援を行うことができる体制を構築していく意義は非常に大きい。上述の「途切れることのない支援」に関しては、明確な定義づけがなされているわけではないが、犯罪被害者等が犯罪被害に遭遇した直後から、時間的な経過にかかわらず、犯罪被害者等の権利利益が保護され、被害からの回復に向かう過程において、犯罪被害者等が必要とする支援を提供し続けるという意味としての「途切れることのない支援」という視点がまずは求められる。また同時に、多機関連携を含む、支援機関と支援機関相互における適切な「顔の見える」関係づくりや役割分担を通しての「途切れることのない支援」

という視点も求められる。犯罪被害者等への支援に関してはどちらの視点も欠かすことはできないものと考えられよう。

なお、現在の我が国における犯罪被害者等への支援については、地方公共団体における支援条例制定の背景もあり、犯罪被害者等が住んでいる、地域に基づいた（根差した）被害者支援（community-based victim support）として拡大されており、地方公共団体を中心とする各地域での取り組みが、より重要になってきている。そのように捉えた場合、犯罪被害者等と親しい関係にある周囲の者にも何らかの役割が求められ、いわゆる、ボランティアベースのソフトな支援システムの一部として機能することが期待され得ると考えられる。佐藤（2001）は、犯罪被害者等の家族や友人等による支援が最も基本となる支援であるとし、事件前からご遺族の身近にいる家族や友人等は、ご遺族の性格を熟知し、事件前後の状況についてもよく把握していることから、支援の専門家でも容易にはできない支援を行うことが可能であるとしている。また、どんなに優れた専門家でも、家族や友人の支援を全く考慮に入れず支援を行うことは不可能である、と述べている。佐藤（2001）の指摘は、我が国における犯罪被害者等への支援は、一部の専門家のみではなく、犯罪被害者等の周囲の者を含む、広い範囲で考えなければならない問題であるとの指摘と捉えることが可能であるが、当該指摘は同時に、犯罪被害者等の問題を社会全体の問題として捉えなければならないことと拡大して理解することも可能であろう。

犯罪被害者等と親しい関係にある周囲の者としては、一部基本法の定義と重複するが、犯罪被害者等の家族や親族、友人や職場の同僚、場合によっては、犯罪被害者等と同じ地域に住んでいる人で犯罪被害者等と面識のある知人というように、犯罪被害者等と比較的容易に接することが可能であり、犯罪被害者等への日常生活における些細なお手伝いが可能な者が挙げられよう。犯罪被害者等の周囲の者等を対象としたパンフレット

やリーフレットが各種関係機関より発行されており、犯罪被害者等への支援においては、犯罪被害者等と親しい関係にある周囲の者等による支援も想定されていると捉えることが可能である。

本稿の目的

我が国における犯罪被害者等のための法制度等はかつての状況よりも拡充され、支援の選択肢も拡大されていることは認められようが、後述の通り、我が国における犯罪被害者等への支援、とりわけ、日常生活への支援⁶に着目した場合、依然として十分でない点や有効な支援を妨げるおそれのある問題が生じていることが見受けられる。地域に基づいた犯罪被害者等への支援を、より効果的なものとするためには、とりわけ、社会全体が犯罪被害者等への理解を深め、犯罪被害者等への偏見や無理解から生じる「二次被害（secondary victimization）⁷」を防止することが求められ、同時に、犯罪被害者等の毎日の日常生活を支えることが犯罪被害者等の権利利益の保護につながり、被害からの回復に欠かせないという点は理解されるものと思われる。我が国における犯罪被害者等への支援をさらに推進していくためには、法制度等のハード面に加え、犯罪被害者等への適切な理解といった、社会全体の被害者理解、さらに、公的なものではない、犯罪被害者等への日常生活への支援というソフト面も含んだ支援が重要であると思われる。犯罪被害者等が毎日の衣食住をはじめ、日常の生活を送る上での支援が、犯罪被害者等のニーズに沿った、よりきめ細かなものとなるようにするためには、国や地方公共団体、支援センター等による支援に加えて、犯罪被害者等と親しい関係にある周囲の者による支援の可能性も考えてよいであろう。

そこで、本稿では、犯罪被害者等と親しい関係にある周囲の者が、どのようなことで犯罪被害者等を支えることができ、犯罪被害者等支援の一部として関わるのが可能なのか、という点について改めて論じることとしたい。

我が国の犯罪被害者等支援に関する問題の所在

本稿においては、犯罪被害者等への支援に関する課題として、犯罪被害者等への支援、とりわけ、日常生活への支援が十分ではなく、支援の迅速性及び長期的に支援を提供するという点において課題を残すということについて言及するものである。

(1) 犯罪被害者等が抱える困難に対する「途切れることのない支援」の必要性

犯罪被害者等は、犯罪被害に遭遇したその瞬間から、身体的、精神的、経済的に極めて困窮した状況に追い込まれ、これまで過ごしてきた平穏な生活、いわゆる、あたりまえの生活が一変し、極めて困難な状況に陥り、様々な側面において支援を必要とする。また、犯罪被害遭遇の直後から、間を置かず、時間の経過とともに、刑事司法制度上の手続き等も進められ、この間においても、当然のことながらこれまでと同じような日常生活を送ることは困難である。さらに、犯罪被害者等にとっては、その被害は長期的に大きな影響として残り、被害からの回復については、当然ながら容易にはいかず、個々の犯罪被害者等の実情に応じた、適切な支援が提供され、長期的な支援が必要となることについては想像に難くない。したがって、犯罪被害からの時間的な経過にかかわらず、常に身体的、精神的、経済的、時間的に何らかの困難が生じていると考えられ、犯罪被害に遭遇したその瞬間からはじまり、被害からの回復までの間、場合によってはそれ以上、すなわち、犯罪被害者等の生涯にわたって「途切れることのない支援」を必要とする場合も考え得ると思われる。

しかしながら、我が国における犯罪被害者等の支援を概観すると、「途切れることのない支援」の実現に向けては、とりわけ、犯罪被害者等が犯罪被害に遭遇した直後の迅速な支援開始を含む、犯罪被害者等の衣食住を中心とする日常生活全体への支援という点に着目した場合、依然とし

て課題が残ると思われる。関係機関等による支援施策は日進月歩で拡充され、きめ細かな支援が提供されつつあるものの、後述の通り、警察や地方公共団体といった公的な機関による支援、支援センター等の民間支援団体による支援のどちらにおいても、十分な支援が行き届いていない部分が存在し、犯罪被害遭遇直後からの支援をはじめとする、被害からの回復という、長期的に見た支援においても、いわゆる、途切れてしまっている状況の存在が懸念され、何らかの対策を講じる必要があると考えられる。

(2) 地方公共団体における犯罪被害者等への支援例

当然のことながら、現在の我が国における犯罪被害者等への支援においては、各種支援制度の拡充に伴い、各関係機関において、それぞれの特徴を活かした支援が提供されている。日常生活への支援に着目すれば、主に地方公共団体である都道府県や市区町村、民間支援団体である支援センターが中心となり支援がなされている。日常生活への支援に着目した場合の地方公共団体の支援については、東京都中野区においては、「中野区犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等緊急生活サポート事業が推進されており、犯罪被害者等に対して、支援金支給による経済的支援や、犯罪被害者等へのカウンセリングを含む相談支援、自宅等の住居に居住することが困難な場合におけるホテル宿泊代、ウィークリーマンションの賃料、転居のための費用といった住居支援、下記に示すような日常生活支援を犯罪被害者等のための支援策として設けている。本稿で着目している「日常生活支援」に関しては、「家事援助」「育児・介護援助」「外出援助」といった支援や、「配食サービス」の支援が提供されている。東京都中野区の例からも理解できるように、犯罪被害者等がご自身の住んでいる地域において、福祉サービスといった、適切な支援を受けられるよう取り組みがなされている。この点につき、尾崎（2022）

は、地方公共団体は住民の一人である犯罪被害者等にとって信頼のおける身近な組織であるとし、地方公共団体が住民に対して行っているサービスを犯罪被害者等に提供し、再び元の生活を取り戻せるよう継続的な支援は当然なされるべきものである、と述べている。犯罪被害者等の日常生活全体への支援という視点で考えると、福祉分野における支援等、地方公共団体が有している様々なサービスを活用することも当然可能であり、犯罪被害者等に関わる支援者には、犯罪被害者等が利用できるサービスがあれば、それを積極的に活用できるような姿勢が求められる。大岡（2018）は、犯罪被害者等は、犯罪被害に遭遇するまでは犯罪被害者等が受けられる支援サービスを何も知らず、犯罪被害者等になってから初めて支援について知る場合もあり、支援やサービスにつき、どのようにすればサービスが受けられるのかという点や、時期がずれてしまったらサービスが使えないという点があるという状況に鑑み、犯罪被害者等に接するソーシャルワーカーは、犯罪被害者等が適切な支援が行われていないという認識をまずは持ち、被害遭遇後には思うように相談ができないという視点を持つことが必要であり、お訪ねするということが犯罪被害者等の生活を変化させるためには必要である、と述べている。

(3) 地方公共団体における犯罪被害者等への支援の課題

地方公共団体における犯罪被害者等支援においては、犯罪被害者等と接するソーシャルワーカー等による綿密なサポートのもと、犯罪被害者等の必要としている支援が提供されるよう努めなければならない。しかしながら、そこにも課題が見受けられ、先の東京都中野区の施策においても、支援を申請し、支援提供の対象として求める場合には、各種要件が設けられ、時間数の合計による制限や被害発生後30日以内というような支援を受けられる際の制限があり、犯罪被害者等に対しての迅速かつ長期的な支援という点では完全に支援し

きれない部分も生じると思われる。また、当該犯罪被害者等が支援を受けるにあたっての要件等の制度利用に関する制限や限界が設けられている場合があり、また、申請書等の作成手続きもあることから、犯罪被害に遭遇後、気力体力が奪われている中での行政へのアクセスは難しい場合もあると思われる。諸澤（2011）は、犯罪被害者等にとって申請手続き期限に間に合わないことは、犯罪被害遭遇後の「二次被害」の中でも最も辛いことのひとつである、と述べている。犯罪被害者等への支援の幅が広がるに伴い、申請手続き等が煩雑になってしまうことは避けなければならない、手続きの煩雑性により犯罪被害者等が十分な支援が受けられず、支援が途切れてしまうという事態は避けなければならない。そのように考えた場合、やはり、犯罪被害者等を支える存在として、犯罪被害者等と親しい周囲の者の役割が大きくなると思われる。

（4）支援センターにおける犯罪被害者等への支援例とその課題

支援センターにおいても日常生活への支援等を提供しており、各支援センターの特徴を踏まえた支援が提供されている。例えば、東京都の支援センターであり、犯罪被害者等早期援助団体である「被害者支援都民センター」では、犯罪被害者等への付き添い支援を中心とする、いわゆる「直接的支援⁸」の一部として、犯罪被害者等のご自宅への訪問及び生活のサポートを行っている。

その一方で、支援センターにおける支援に関しても課題がある。犯罪被害者等への支援センターによる支援の開始に際しては、警察からの支援センター紹介を契機とし、犯罪被害者等の同意を得ることを原則としており、同意を得てから犯罪被害者等の情報提供等が支援センターへなされるため、支援開始までに時間的な空白が生じる可能性がある。また、支援センターによる支援が開始され、支援者と犯罪被害者等が接する機会は得たものの、実際の直接的支援の件数は多くな

く、犯罪被害者等に常に寄り添い、いつでも支援がなされる環境があるとは言い難いのが現状である。例えば、「全国被害者支援ネットワーク（47都道府県48団体）」による活動統計（2022）によると、2021年度の直接的支援は8,227件であり、内訳、とりわけ、本稿で着目している日常生活への支援に関係する項目を見ると、「自宅訪問」が290件（3%）、「生活支援」が231件（2%）と少なく、犯罪被害者等へ十分な支援が提供されていない可能性が生じている実情が見受けられよう。また、被害者支援都民センター（2022）の活動統計によると、2021年度の直接的支援⁹は521件（総支援件数は6,316件）であり、本稿で着目している日常生活への支援に関係する項目を見ると、「自宅訪問」が7件（1%）という実績である。令和4年版警察白書（2022）によると、東京都は全都道府県最多の人口（13,843,525人）を抱え、刑法犯における認知件数も全国最多（総数568,104件中、75,288件・全国の約13%）であるため、東京都の状況を見ても、決して十分な支援が提供されているとは言えないだろう。支援センターにおける日常生活支援について、尾崎（2018）は、日常生活支援や自宅訪問支援を支援内容として掲げているものの、資金や人的資源の問題により行われていない現状がある、と指摘している。また、日常生活に関わる課題に関連する言及として、諸澤（2017）も、犯罪被害者等は事件のあったその日からの生活をどうするかという問題があり、家事、育児、医療、介護、子どもの世話、引越、職場復帰等の問題は被害者支援活動の基本であるが、そのような危機介入を行っている組織がほとんどない、と指摘している¹⁰。

（5）犯罪被害者等支援における支援者との信頼関係の構築について

犯罪被害者等への支援については、前述の通り、関係する諸機関による多機関連携で行われ、警察、検察、更生保護の各刑事司法手続き等も考慮すると、各段階において、犯罪被害者等と

接する担当支援者が置かれる。その現状を踏まえると、いわゆる「いつも来てくれる人」を設定することは難しいと思われる。例えば、犯罪被害遭遇後最初に接する担当警察官に信頼を置くことができた場合でも、犯罪被害者等に課される各種手続きを進める中で、同じ担当警察官が常に付き添い、寄り添うということは容易なことではないと思われる。そこで、岡本（2011）は、民間被害者支援センターの意義の一つは切れ目のない支援であり、犯罪被害者等に関する刑事司法手続きの一連の流れ全てに関与が可能なのは民間支援団体の利点であるとし、刑事司法機関や公的機関ではそれぞれ担当者が異なるが、支援センターでは一貫して同じ相談員が付き添い、関わる事が可能であり、犯罪被害者等は安定した支援を受けることができる、と述べている。確かに、民間の団体である支援センターの利点として上記指摘は適切なものであるが、諸澤（2005）が、欧米の例に倣い日本の犯罪被害者等支援について構想した場合、人口10万人程度の市町村には1つのボランティアベースでの支援センターが必要であり、平均的には1つの県に5～10の支援センターが存在することになり、日本全国では1200ヶ所、東京都だけで120ヶ所は必要になる、と指摘するように、現在の我が国における支援センターの所在状況（全国被害者支援ネットワークに加盟する団体として47都道府県48団体）を見ると、所在数を見ただけでも、十分な支援が提供されているとは言い難い現状が浮き彫りとなる。先の被害者支援都民センターの活動状況を例にとっても、付き添い支援としての件数も十分とは言い難い。支援センターの提供可能な範囲以上の支援要請があった場合には、きめ細かな支援は提供できないことも容易に推察される。そのように考えると、支援センターによる支援にも課題が残ると言わざるを得ない。犯罪被害者等支援においては、付き添い、寄り添いということも重要な支援の一部であるが、本稿において着目している日常生活での支援についても、付き添い、寄り添うことと関係があり、犯罪

被害者等の困りごとに対して、いわゆる「小回りの利く支援¹¹⁾」の提供ができるかどうかは、人材確保の問題、予算の問題とも直結し、犯罪被害者等がその場の衣食住に困った場合、迅速に駆けつけ、支援を提供するということは容易なことではないと推察される。こうした犯罪被害者等の困りごとに対しての、小回りの利く支援という視点で捉えた場合、現在の犯罪被害者等支援における原則の一つである、「途切れることのない支援」の実現には至っておらず、犯罪被害者等との、いわゆる、緊急ホットラインとしての支援において課題が見出せよう。そのような現状がある中では、やはり、犯罪被害者等の犯罪被害遭遇後の早期の段階から駆けつけ、犯罪被害者等と共に歩むことが可能であり、刑事司法手続き上の経過や、事件からの時間的な経過にかかわらず、終始一貫して¹²⁾、信頼関係を構築している誰かが付き添い、寄り添い、犯罪被害者等のお手伝いをするという支援者を設定することは難しいと思われる。諸澤（2016）は犯罪被害者等への支援における基本的な理念について、犯罪被害者等が抱える様々な問題に、犯罪被害者等と立ち向かい、問題を解決し、犯罪被害者等が再び元の生活に戻るまで、途切れることなく寄り添い支えていく活動が、被害者支援活動（victim support activity）である、と述べているが、途切れることなく寄り添い、という点に着目した場合、現行のシステムでは、どうしても支援が届かない部分が生まれてしまう。犯罪被害者等への支援を、犯罪被害に遭遇した直後から、被害回復までの長期にわたるものと考えた場合、犯罪被害者等と一緒に歩み、犯罪被害者等を一貫して見守り、支えることができる可能性のある存在としては、やはり犯罪被害者等と親しい周囲の者が挙げられ、それらの者による支援も考えなければならないと思われる。なお、犯罪被害者等を支援する立場の者としては、犯罪被害遭遇直後から接する可能性の高い警察官をはじめ、支援センターの相談員、地方公共団体の職員等が挙げられるが、いずれも、犯罪被害者等からする

と、これまで接することのなかった立場の者であり、ご自身の支援者という立場であったとしても、犯罪被害直後から早期に信頼を置き、相互間で適切な関係を築くことは容易ではなく、関係性の構築次第では、犯罪被害者等の権利利益が十分に保護されず、被害からの回復に向けた過程においても困難が生じるという場合も想定できよう。この点につき、犯罪被害に関するご自身の経験を踏まえ、初対面の支援者に対する状況説明の難しさについて、酒井肇・智恵（2004・B）は、専門家に会う機会はあったが、初めて会う人ばかりであり、専門家にどのようなことを期待してよいのかがわからず、ご自身が必要としている支援について、適切に説明することが困難であった点に加え、支援者が提供しようとしている「心のケア」と、ご自身が必要としている普通の生活に戻るための「具体的な助け」という、支援に関する相違もあり、信頼関係を築くことは容易ではなく、信頼関係を築くには時間とエネルギーが必要であったことや、そもそも専門家への説明や依頼するだけのエネルギーがなかったことを述べている。以上の点を踏まえると、犯罪被害者等に接する者として、信頼関係がすでに築かれている者が犯罪被害者等のそばに寄り添い、支えるという何らかの助けをすることの意義を見出すことができよう。

(6) 社会全体の課題としての犯罪被害者等への二次被害

犯罪被害者等と親しい周囲の者による支援において生じる重大な問題として、かつてより犯罪被害者等への世間からの偏見や無理解がある。犯罪被害者等の権利利益が保護され、被害からの回復を、より有効なものとするには、犯罪被害者等との関係性が構築されている身近な周囲の者による支援を検討する前提として、犯罪被害者等への適切な理解が求められる。犯罪被害者等と親しい身近な周囲の者が犯罪被害者等に何らかの偏見等を抱いているとすれば、犯罪被害者等にとっての効果的な支援とはならず、むしろ偏見から生じる二

次被害に発展してしまうという危険性がある。諸澤（2001）は、犯罪被害者等が直面する問題に、世間からの冷たい目と無神経な言動、世間の誤解等があるとした上で、我が国では昔から隣近所が助け合っという風習があったが、現在ではそれが薄れ、知人、友人が被害者の支えになるどころか、犯罪被害者等が冷たい興味本位の視線にさらされ、引越しや転職、転校を余儀なくされた、と述べている。また、諸澤（2001）は、偏見を社会の問題として捉え、社会の人々が、被害者の置かれている状況について、偏見をもつことなく、正しく理解し、各自のできる範囲で、それなりに被害回復のための協力・支援をすることが必要である、と述べている。以上のような諸澤（2001）の指摘は、偏見や無理解を、かつてより犯罪被害者等支援における重要な問題と位置づけ、犯罪被害者等に対する国民の意識を変化させることの必要性を説いたものと考えられる。上記の指摘は、基本法制定前の状況下での指摘であるが、近年においても、諸澤（2016）は、犯罪被害者等に対する無理解な言動により犯罪被害者等が傷ついている問題があり、被害からの回復における課題に偏見があると指摘し、犯罪被害者等は一次被害の回復の努力をしている最中に、二次被害に見舞われることがある。したがって、一次被害の回復と二次被害の回避は、しばしば抱き合わせで考える必要がある、と述べている。犯罪被害者等への偏見、無理解に関する問題は、我が国における犯罪被害者等対策の根幹に残る問題として、改めて検討を試みる必要があると考える。犯罪被害者等と直接接する者だけでなく、我が国の国民全体が抱く問題として提起されよう。

考察

(犯罪被害者等への日常生活への支援について)

本稿での着目点は、犯罪被害遭遇直後の生活が困難になり、日常生活を送るために必要な衣食住の確保等が難しい立場に置かれてしまう犯罪被害者等への支援を誰が担い、どのように実現

するのかという点である。とりわけ、犯罪被害者等が日常生活を送ることが可能となるような支援につき、既存の支援システムに加えて、犯罪被害者等への支援を提供可能な犯罪被害者等と親しい周囲の者の役割についてである。諸澤（2016）は犯罪被害者等への支援につき、犯罪被害遭遇後の支援が早いほど被害回復もスムーズに進む可能性があることについて触れ、被害者援助プログラムで最も重要なのは、犯罪被害者等の「助けて（help!）」に対して、速やかに応答する、危機介入（crisis intervention）と危機応答（crisis response）であるとし、応答する者等として、公的社会的機関に加え、家族や親戚、近隣の人、友人、知人、同僚、更には社会一般の人々を挙げ、個人レベルでの応答は意識の問題であるとする。また、「困っているときには、お互いに助け合おう」という昔からある、ごく普通の助け合いの延長線上の問題である、と述べている。上述の通り、国や地方公共団体、支援センター等も広く一般向けに冊子やリーフレットを配布し、いわゆる「周囲の者ができること」というようなテーマで広報啓発活動を行っている。犯罪被害者等と親しい周囲の者の具体的な役割等については、以下において改めて論じることとしたい。

犯罪被害者等への支援において、犯罪被害直後から迅速な支援を必要とし、最初の介入がその後においても大きな影響を与えるという点は前述の通りである。そして支援者には、犯罪被害者等のニーズに沿った適切な支援の提供が求められるが、犯罪被害遭遇後、犯罪被害者等に早期に駆けつけ、寄り添い、その日の生活を支援するという点について、そして刑事司法手続きが進む中での「途切れることのない支援」という点について、やはり検討しなければならない。犯罪被害者等も一人の人間として毎日の生活に欠かすことができない衣食住を必要とするが、犯罪被害遭遇後の気力体力が奪われている中での状況下においては、犯罪被害に関係することで身体的にも精神的にも精一杯であり、家事等のことまでは気が回らない

ということは想定に難くない。さらに、様々な困難に立ち向かわなければならない犯罪被害者等は長期的な支援を必要とし、いわゆる、時間的にも制限のない支援を必要としているということは大いに推察される。そこで、本稿において着目している犯罪被害者等と親しい関係にある周囲の者による支援を検討する必要がある。

警察庁（2018）が実施した平成29年度犯罪被害類型別調査報告書（2018）によると、事件後に、人々の言動や態度によって精神的・情緒的に支えられたと感じたかどうか、という調査につき、事件後に受けた言動等で支えられた経験、相手として、「家族、親族」（28.2％）、「友人、知人」（22.5％）、「同じ職場、学校等に通っている人」（10.4％）、「近所、地域の人」（3.6％）、との調査結果があり、数字自体は高くはないとも判断できるが、「警察官」（3.8％）、「自治体職員（警察職員を除く、都道府県や区市町村の窓口職員等）」（1.6％）、「民間団体の人（被害者支援団体、被害者団体、自助グループ）」（1.2％）との結果を比較して見ると、犯罪被害者等と親しい周囲の者による支えが、犯罪被害者等にとっての支援の一つになり得る可能性があることが理解できる。なお、「あてはまるものはない」（56.6％）を除いた場合、「家族、親族」（28.2％）が最も高い割合である。また、三重県犯罪被害者等支援推進計画（2019）の策定にあたり三重県が実施した、「三重県犯罪被害者等支援条例」制定に当たっての犯罪被害者等実態調査結果（2018）によると、犯罪被害者等が求める支援につき、「身近な人からの精神的な支え」（回答割合75％）、「家事・育児・介護などの生活支援」（回答割合50％）と、犯罪被害者等と親しい周囲の者による支えと、日常生活における生活支援のニーズについて理解することが可能である。この結果からは、身近な人による生活支援がなされれば、犯罪被害者等にとってよい支援になるということが伺える。

そこで、犯罪被害者等が必要としている支援のニーズについて検討を加えるが、犯罪被害に遭遇

した犯罪被害者等が求めている、犯罪被害遭遇後のほぼ1か月までの初期の段階で必要な支援、いわゆる、初期支援（危機介入）として、被害者が創る条例研究会（2022）は、35個の項目¹³を挙げている。35個の項目につき、とりわけ、犯罪被害者等と親しい周囲の者が日常生活への支援として提供できる支援を考えると、例えば、⑧居る場所や寝る場所の確保、⑨食事の用意、⑰職場への連絡（欠勤、遅刻、休暇などの連絡）、⑱子どもの学校への連絡（欠席、遅刻、早退などの連絡）、⑲通勤の付き添い、⑳子どもの通学の付き添い、㉑市役所、町役場などにおける各種手続きの付き添いと補助、㉒掃除、清掃、洗濯などの家事支援、㉓外出時の付き添い、㉔買い物に行くときの付き添い、買い物の代行、㉕ペット、植木などの生き物の世話、といった日常生活に直接関わる支援について提供可能であると推察され、犯罪被害者等の危機に迅速に駆けつけ、寄り添うという姿勢、具体的なお手伝いは犯罪被害者等への大きな支援の一つになると思われる。その他、被害者が創る条例研究会（2022）は、犯罪被害者等に対しては、日常生活の中で声をかける、子どもを預かる、必要なものを届ける、代わりに買い物をしてくる、食事をつくる、家のそうじをする、当番を代わるなどいろいろな支援がある、と述べている。また、飛鳥井（2010）は、犯罪被害者等の周囲の人に求められるサポートについて、犯罪被害者等の気持ちを聞き出すのではなく、受け止めることが必要であり、犯罪被害者等の話を遮らず、否定せず、そっと背中を押してあげられるような気持ちで付き添い、寄り添い、手伝うことが大切であるとしている、また、周囲の者による生活面での手伝いが大切であるとし、日用品やおすそ分けを届けることや買い物をする、一緒に食事をする、子どもを預かる、幼稚園等への送迎の手伝いをするといった、ごく日常的な小さな協力が犯罪被害者等にとって大きな支えになる、と述べている。以下においては、犯罪被害者等と親しい周囲の者による支援について、犯罪被害者等の声を引

用するが、大久保（2002）は、犯罪被害者等の被害遭遇後には言葉だけの支援ではなく、直接的にお手伝いできることが必要であるとし、「一緒に子供さんを公園に連れて行ってあげるわ」や「おかずを余分に作ったの、食べて」、「お庭できれいな花が咲いたの、飾ってあげて」というように、専門的な支援ではないものの、よき隣人としての支援を犯罪被害者等は必要としている、と述べている。また、本郷（2003）は、犯罪被害遭遇後の直後から支援にあたった女性警察官の支援や身回りのお手伝いがご自身の大きな支えとなったと述べ、さらに、家族ぐるみのお付き合いをしていたご近所さん等が献身的なサポートをしてくれたことについて、同じマンションに住んでいたため、困ったときにいつでも駆け込むことができ、支えてくれたこと、幼稚園への送迎や買い物の代行、食材が重ならないようにとご近所さん同士等で連絡を取りあうという工夫を凝らした食事の提供、そういった生活を送るうえで欠かせないことを引き受けてくれたこと、励ましのお手紙を送っていただいたこと等が肉体的にも精神的にも大きな支えになった、と述べている。酒井肇・知恵（2004・A）も、犯罪被害遭遇後待ち受ける、司法解剖や葬儀、マスコミ対応により犯罪被害者等が混乱している中で、女性警察官や犯罪被害者等の親友、葬儀会社等による「具体的で目に見える支援」を提供されたことにより支えてもらったという経験、とりわけ、心許せる親友の自宅への訪問により心が救われたという経験について、「来てくれた」「近くにいてくれた」という事実が、何よりもの支えになり、一時的ではあるものの、孤独感にさいなまれることなく、心を開いて話をすることができた、と述べている。これらの犯罪被害者等のご経験を踏まえた声は、犯罪被害者等の支援は、専門家のみが行うものではなく、犯罪被害者等の周囲にいるひとりひとりが支援の担い手になることを示唆している。

前述の通り、犯罪被害者等と親しい関係にある者は、犯罪被害者等が犯罪被害に遭遇した直後の

早期から駆けつけることが可能であり、お手伝いを通して、犯罪被害者等に寄り添うことが可能であるということが理解できよう。また、先に述べたように支援センター等においては付き添い支援等もあることから、警察官と友人、支援センターの職員と友人、地方公共団体の職員と友人、というように、既存のシステムにプラスしての支援も可能になると思われる。犯罪被害者等にとっては、ご自身の「そばにいてくれる」という点において、従来から信頼関係のある友人等は大きな存在になると考えることが可能である。友人の誰かが駆けつけ、寄り添い、犯罪被害者等の困りごとに対して、何かお手伝いをするという小回りの利く支援は、刑事司法手続きの過程において、また、被害からの回復過程等において、大きな支えとなると考えられよう。現在の我が国においては、地方公共団体等の公的機関による支援は充実しつつあるものの、各種要件があり、制限がなされる場合があるという点を考慮した場合、支援を受けたくても受けられないという、「途切れることの無い支援」という点において課題が見出せる。犯罪被害者等と親しい周囲の者による些細なお手伝いでも支援につながり、犯罪被害者等のための大きな支えとなるのであれば、やはり支援の一部として大きな役割を有していると考えられよう。警察をはじめ国や地方公共団体、支援センターとは異なった視点からの支援ではあるが、犯罪被害者等に寄り添い、支えるという点では変わらず、犯罪被害者等と親しい周囲の者も犯罪被害者等を支える支援者であるという認識を持つことが期待されよう。阿久津（2020）は、犯罪被害者等支援の現場で感じるものとして、「身近な人からの支援がまだ足りていないのではないか」という問題点があり、この点は一番改善してほしい点であるとし、犯罪被害者等の周囲の人が、犯罪被害者等の置かれている現状を知ろうとすることが大切で、周囲の人ができることを無理のない範囲で行い、寄り添う姿勢が大きな支えになる、と述べている。支援の際には、犯罪被害者等を尊重

し、犯罪被害者等の考えに沿った支援が提供されなければならないが、食事の提供や買い物の代行といった、些細な気遣い、そしてそれを行動に移すという行為が犯罪被害者等にとって、支援として大きな影響を持つということは理解できよう。

今後の課題

これまで述べてきたことから、犯罪被害者等への支援については、公的機関や民間の支援センターによる支援に加え、犯罪被害者等と親しい周囲の者による支援も、いわゆる、お手伝いとして支援の可能性を有していることが理解でき、犯罪被害者等と人間関係を有する多くの者、とりわけ、親しい周囲の者が犯罪被害者等支援の担い手になる可能性があることは理解できよう。

その一方、犯罪被害者等と親しい周囲の者による支援にも課題は認められる。上述の警察庁（2018）の平成29年度犯罪被害類型別調査報告書（2018）でも示されているが、犯罪被害者等と親しい周囲の者による支えがあった一方で、傷つけられたと感じた体験と対象として、「家族、親族」（20.6%）、「友人、知人」（8.2%）、「同じ職場、学校等に通っている人」（9.6%）、「近所、地域の人」（3.7%）とあるように、犯罪被害者等にとっては、親しい周囲の者も二次被害につながるおそれのある対象であるという現状も見逃してはならない。したがって、犯罪被害者等に対する理解が促進するような施策をさらに推進させる必要があり、社会全体として、犯罪被害者等の問題を身近なものとして捉える必要があろう。犯罪被害者等に対する誤った理解について、諸澤（2016）は、被害者政策は、国が人とお金をかければできるものではなく、偏見といった被害者に対する人々の認識を改めることが目標となる、と述べ、犯罪被害者等が置かれる現実から学ぶことは、社会の偏見を取り去り、犯罪被害者等が社会からやさしく支えられるような社会をつくることが究極の被害者対策である、と述べている。我が国における犯罪被害者等への支援を論じるにあたって、偏見や

無理解及びそこから生じる問題は避けて通ることのできないテーマであることから、犯罪被害者等への偏見、無理解を防止するための、広報啓発活動が重要であり、犯罪被害者等への理解を深めるための教育といった、犯罪被害者等への理解を深めるための機会を設ける必要があるという点は改めて理解できよう。犯罪被害者等が社会の一員として、これまでとは変わらず日常生活を送るためには、犯罪被害者等に関する理解を促進させ、社会全体の認識を変えるという大きなテーマを課されていると考えられる。

また、例えば、犯罪被害者等の社会的に置かれている環境により支援の幅が左右され、親しい関係を築いている者がご自身の身近にいれば良いが、親しい関係の者がいない場合、日常生活のお手伝いといった支援も期待できないということは容易に推察される。富田（2008）は、犯罪被害者等への支援は第三者による支援が必要であるとした上で、都市化や近代化の進展といった社会の変化により、かつてのような地縁や血縁者、職場の同僚といった者による支援が得にくくなった、と述べている。また、大岡（2018）も、犯罪被害遭遇後、犯罪被害者等の社会生活は蝕まれ、食事、買い物等も難しくなると述べた上で、核家族化の中で誰のサポートもないという人がいるのが実情である、と述べている。したがって、社会的な環境の変化等、我が国の社会的な背景の影響も考慮しなければならず、犯罪被害者等を取り巻く状況次第で、お手伝いの申し出が全くないという場合や、反対にお手伝いの申し出が多く、かえって犯罪被害者等にとって負担になってしまうというおそれも生じよう。さらに、犯罪被害者等と親しい周囲の者による支援は、いわゆる、ボランティアベースでのお手伝いを支援の基本としているため、犯罪被害者等と親しい周囲の者の考えや判断、提供可能な範囲において行われる。このように考えると、犯罪被害者等への支援を提供する際の時間的な問題や、金銭的な問題、専門知識等に限界があるという点は容易に推察され、また、犯

罪の類型や犯罪被害の状況、犯罪被害者等の意向等により、犯罪被害者等と親しい周囲の者以外の支援者による支援のほうが適切である場合も想定される。そのような場合には、犯罪被害者等の支援をコーディネートする調整役の存在が大変重要であり、適切な支援が提供されるよう舵取りを行わなければならないと思われる。そのコーディネーター役を誰が担うのか、という新たな問題も生じるが、コーディネーターから犯罪被害者等と親しい周囲の者への働きかけを行うことは重要な着目点であると思われる。

また、犯罪被害は、犯罪被害者等だけでなく、親しい周囲の者にとっても大きな打撃となるため、犯罪被害者等に寄り添い、支える支援者に対する支援のシステムをしっかりと構築することが求められる。現在においても犯罪被害者等を支える支援者を支援する仕組みは創られてはいるが、犯罪被害者等と親しい周囲の者が、支援を申し出たため困難な状況に置かれてしまっただけでは、犯罪被害者等が必要とする支援の確保という点において、支援が途切れてしまう可能性が生じる。そのような事態を生じさせないためにも、安心して支援を提供できる体制の構築を、より強固なものにする必要があろう。

前述の通り、公的なサービス以外のいわゆる、ソフト面においても課題が生じてしまうが、犯罪被害者等にとっては、犯罪被害遭遇直後から様々な困難に直面するため、その日からの衣食住の確保が難しい状況があるという点は変わらない問題として残る。犯罪被害者等にとって具体的なお手伝いが大きな支えとなる可能性がある以上、犯罪被害者等にとっては我々のひとりひとりも支援の担い手であるという意識は持ち続ける必要があり、犯罪被害者等の置かれた状況を適切に理解することが求められよう。犯罪被害者等への社会の人々の理解と犯罪被害者等へのお手伝いは相互に関連のある事柄であり、被害者の視点に立った、被害者指向（victim-oriented）の社会が醸成できるよう、犯罪被害者等に関する諸問題を、著者も

含めた社会全体が当事者意識を持ち、いわゆる「我が事」、「自分事」として意識を持つ必要があらう。

注

- 1 本稿において「犯罪被害者等」とは、犯罪被害者等基本法第2条において用いられた定義を採用し「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」を指すものとする。なお、「犯罪」についても同法での定義を採用し「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」を指すものとする。
- 2 「犯罪被害者等基本法」は、犯罪被害者等の「権利」というように、犯罪被害者等が権利の主体となるよう認めたものであり、犯罪被害者等のための施策に関する基本理念（第3条）を規定し、国や地方公共団体、国民のそれぞれに課された責務（第4条～6条）、施策の基本事項（基本法第2章）等が規定されている。
- 3 基本法第8条において「政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。」と明記されている。
- 4 犯罪被害者等基本計画は、4つの基本方針として、①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること。②個々の事情に応じて適切に行われること。③途切れることなく行われること。④国民の総意を形成しながら展開されること。を挙げ（pp.2～4）、5つの重点課題として、①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与・拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組（pp.4～6）を柱としており、基本法の目的を果たすための、より具体的な施策として犯罪被害者等への支援施策について述べられている。
- 5 「多機関連携」を含む「連携」の概念等について、関係諸機関において統一的な概念の一致は見られないと思われるが、犯罪被害者等の支援の分野においても重要な概念であるという点について異論はないと思われる。この「連携」という語については、犯罪被害者等の支援以外の分野においてもしばしば問題となっており、医療保健福祉領域における概念について、上原（2014）は、「連携」について、以前より使用されており、聞きなれた用語ではあるが、これほど曖昧で多義的なものはないとした上で、専門職の間において「連携」に関する共通の概念整理はなされていない、と論じている。なお、上原（2014）は、「連携」の概念については、古池・栄（2009）による「共有化された目的をもつ複数の人及び機関（非専門職を含む）が、単独では解決できない課題に対して、主体的に協力関係を構築して、目的達成に向けて取り組む相互関係の過程である」という定義を引用している。
- 6 なお、「日常生活」という用語に関する統一的な定義は見られないが、本稿においては、犯罪被害者等は犯罪被害を契機とし、毎日の生活を送ることも困難な場合があり、日常生活において必要な基本的な活動が困難な場合もあるとの認識のもと、「日常生活」とは、「犯罪被害者等が、朝起きてから就寝するまでの普段の生活において必要な衣食住全般を含む、毎日の生活」と考え、「日常生活への支援」を「日常生活を送るために必要な支援」と考えるものとする。
- 7 本稿において「二次被害（secondary victimization）」とは、「直接の被害（一次被害、primary victimization）から付随して生じ、一次被害と因果関係があり、犯罪被害者等への不適切な取扱いにより、犯罪被害者等が受ける心身への被害」とする。
- 8 全国被害者支援ネットワークのホームページによると、「直接的支援」は、各地の支援センターで行っている支援活動の一つであり、支援センターの支援員が犯罪被害者等に直接寄り添い支える活動を指し、関係機関への付添支援を主たる支援活動としている。具体的には、自宅への訪問や警察署への付添、病院への付添、検察庁や裁判所への

付添、裁判の代理傍聴等である。なお、直接的支援の内容は支援センターによって異なっており、すべての支援センターで統一的な用語としては使用されていないという点には留意する必要がある。

- 9 被害者支援都民センター（2022）では、被害者支援都民センターにおける、直接的支援の内容として、検察庁付添、裁判所付添、弁護士相談付添、代理傍聴、関係機関付添、警察署付添、自宅訪問、病院付添、その他、という項目を挙げている。
- 10 また、犯罪被害者等支援において、犯罪被害者等が必要としている支援は多岐にわたるため、犯罪被害者等を適切に保護する支援システムづくりは重要であると指摘し、犯罪被害者等への迅速な支援及び支援を提供する支援センターの所在について指摘した、諸澤（2016）による「被害者が支援を受ける（または、支援者が被害者のところに行って支援をする）のが、1日がかりであったり、2日がかりであったりするのは好ましくない。この考えに従えば、日本の場合は各市区町村に1つの被害者支援センターを整備するということになる。」（諸澤、2016、pp.869・870）という言及がある。当該指摘は、現在の我が国における支援センターの支援においては、人的にも資金的にも課題がある点について述べたものであると解することが可能であり、犯罪被害者等のもとに迅速に駆けつけるという点において十分でない点が存在すると解することができよう。さらに、犯罪被害者等が犯罪被害者に遭遇した直後の迅速な支援について、池埜（2004）は「『危機直後』の支援は、その後の支援の方向性と回復過程に大きな影響を及ぼします。危機への適切な対応が遅れると、被害者は孤立感を深め、現実のコントロール感を獲得できない事態に陥ります。」（池埜、2004、pp.33・34）と述べ、また、「『危機介入は支援者と支援を受ける人の出会いから始まるもの』と思われたかもしれません。でも、それでは遅いのです。被害が生じた、まさにその瞬間から、まるでストップウォッチのスタートボタンが押され、時間が刻々

過ぎていくかのように、支援のタイミングとスピード、そして質が問われているのです。」（池埜、2004、pp.42・43）と指摘している。これらは、犯罪被害者に遭遇した直後の早期から支援が開始されることの重要性を指摘しているものであるが、この点からもやはり、犯罪被害者等へいち早く駆けつけ、犯罪被害者等を支える存在としては、犯罪被害者等と親しい者も何らかの支援が可能であると考えられ、犯罪被害者等を支える存在としての可能性が伺える。

- 11 本稿においては、いわゆる「小回りの利く支援」については、「公的な支援に代表されるような、何らかの申請の必要性や利用条件の有無といった規定を設けることなく、犯罪被害者等の困りごとに対して、緊急的に対応し、ほんのわずかな時間でのお手伝いや一時的な子供のお世話といった、犯罪被害者等に生じる緊急的なできごとに対して対応可能なソフトな支援」と考えることとする。
- 12 この場合の「終始一貫して活動できる」というのは、刑事司法手続きでいう、警察段階、公判段階、更生保護段階というように、犯罪被害からの時間の経過に伴う支援機関の変化（多機関連携における役割分担）の影響を受けず、比較的容易に犯罪被害者等に接することが可能であり、何かあったら駆けつける、という小回りの利く支援という意味で使用している。
- 13 被害者が創る条例研究会では、初期支援（危機介入）として、①警察への通報②救急車の手配、病院搬送の付き添い③病院での診察や検査のときの付き添い④入院手続きの手伝い⑤身体的・精神的な安全と安心の確保⑥家族への連絡、家族の安否確認⑦遺体確認時の付き添い⑧居る場所や寝場所の確保⑨食事の用意⑩この先どうなるかなどの不安や疑問についての説明⑪親戚や友人からの問い合わせへの対応⑫差し当って必要なお金の提供、給付、立替など⑬マスコミ取材への対応（被害者の気持ちを代弁するスポークスマンとして）⑭（現場検証などの）捜査協力のときの付き添いや立ち合い⑮警察署への送迎⑯警察による司法手

続や裁判所からの令状の説明のときや立ち合いや付き添い⑪職場への連絡（欠勤、遅刻、休暇などの連絡）⑫子どもの学校への連絡（欠席、遅刻、早退などの連絡）⑬通勤の付き添い⑭子どもの通学の付き添い⑮市役所、町役場などにおける各種手続きの付き添いと補助⑯約束や予約などのキャンセル（キャンセル料免除の交渉を含む）⑰葬儀の準備や手伝い⑱掃除、清掃、洗濯などの家事支援⑲ハウスクリーニング（特に、自宅が犯行現場の場合）⑳壊された家具、施錠、ガラス戸などの修理㉑加害者からの再被害の防止（特に、ストーキング、DV、虐待のケース）㉒加害者およびその代理人（弁護士など）への対応（交渉時の付添、代行など）㉓外出時の付き添い㉔買い物に行くときの付き添い、買い物の代行㉕子どもの学習（予習、復習、塾通いなど）支援や文化・スポーツ活動（習い事、稽古など）の支援㉖病人、乳幼児、高齢者、障害者など、育児、保育、介護が必要な家族への支援㉗病气、心身の障害、心身の不調などをかかえた家族の支援㉘保険会社への説明と交渉㉙ペット、植木などの生き物の世話、を挙げて

いる。

引用文献

- ・阿久津照美（2020）．「犯罪被害相談員として」～支援活動を通じて考えること～ 小冊子「支援活動を通じて考えること」 被害者支援都民センター 9.
- ・飛鳥井望（2010）．トラウマやPTSDで悩む人に「心の傷」のケアと治療ガイド 保健同人社
- ・被害者支援都民センター（2022）．2021年度 活動報告 相談支援実施状況 センターニュース 67号（2022年8月31日発行） 10-11.
- ・本郷由美子（2003）．虹とひまわりの娘 講談社
- ・池埜聡（2004）．第2章「超混乱期」における支援－家族と被害者を結ぶ支援 酒井肇・酒井智恵・池埜聡・倉石哲也 犯罪被害者支援とは何か 附属池田小事件の遺族と支援者による共同発信 ミネルヴァ書房 30-48.
- ・警察庁（2018）．＜平成29年度 犯罪被害類型別調査調査結果報告書（平成30年3月）＞ <<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/h29-1/index.html>>（2023年1月9日）
- ・国家公安委員会 警察庁（2022）．令和4年版警察白書＜令和3年都道府県別統計資料＞ <https://www.npa.go.jp/publications/whitepaper/r04/PDF/11_r4_wp_materials.pdf>（2023年1月9日）
- ・三重県犯罪被害者等支援推進計画（2019）．＜4「三重県犯罪被害者等支援条例」制定に当たっての犯罪被害者等実態調査結果＞ <<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000868781.pdf>>（2023年1月9日）
- ・諸澤英道（2001）．新版被害者学入門 成文堂
- ・諸澤英道（2005）．犯罪防止の切り札、被害者支援と被害者理解教育 都市問題研究, 57巻2号, 30-42.
- ・諸澤英道（2011）．被害者補償制度の世界的動向－「損害賠償補填型」から「被害回復型」への転換 法學研究, 84巻9号, 569-602.
- ・諸澤英道（2016）．被害者学 成文堂
- ・諸澤英道（2017）．被害者支援の国際スタンダードと日本の現状 罪と罰, 55巻1号（通巻217号）, 96-103.
- ・諸澤英道（監修） 被害者が創る条例研究会（2022）．すべてのまちに被害者条例を〔第5版〕
- ・岡本かおり（2011）．民間団体による犯罪被害者支援－回復の手助けと二次被害の防止 現代のエスプリ, 524号, 149-160.
- ・大岡由佳（2018）．被害者の理解と支援 精神保健福祉, 49巻3号, 246-251.
- ・大久保恵美子（2002）．被害者の心理 こころの健康, 17巻1号, 21-25.
- ・尾崎万帆子（2018）．市区町村における被害者支援条例制定の必要性 罪と罰, 55巻3号（通巻219号）, 88-101.
- ・尾崎万帆子（2022）．2. 自治体における被害者条例の必要性 諸澤英道（監修） 被害者が創る条例研究会 すべてのまちに被害者条例を〔第5版〕 12-17.

- ・ 酒井肇・知恵（2004・A）. 第3章「混乱期」における支援－危機介入の実際 酒井肇・酒井智恵・池埜聡・倉石哲也 犯罪被害者支援とは何か 附属池田小事件の遺族と支援者による共同発信 ミネルヴァ書房 50-70.
- ・ 酒井肇・知恵（2004・B）. 第6章「家族」と生きる－家族支援の実際 酒井肇・酒井智恵・池埜聡・倉石哲也 犯罪被害者支援とは何か 附属池田小事件の遺族と支援者による共同発信 ミネルヴァ書房 134-162.
- ・ 佐藤志穂子（2001）. 第5章 遺族への支援 宮澤浩一 國松孝次（監修） 大谷實 山上皓（編集代表） 諸澤英道 小西聖子（編集） 講座 被害者支援 第4巻 被害者学と被害者心理 東京法令出版 150-177.
- ・ 富田信穂（2008）. 犯罪被害者等への支援における民間機関の役割等について－犯罪被害者等早期援助団体を中心として－ 慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集 慶應の法律学 刑事法, 189-216.
- ・ 上原久（2014）. 第11講 連携の概念と関係性 野中猛 野中ケアマネジメント研究会 多職種連携の技術－地域生活支援のための理論と実践 中央法規 219-243.
- ・ 吉池毅志・栄セツコ（2009）. 保健医療福祉領域における「連携」の基本的概念整理－精神保健福祉実践における「連携」に着目して－ 桃山学院大学総合研究所紀要, 34巻3号, 109-122.
- ・ 全国被害者支援ネットワーク. <<https://www.nnvs.org/shien/about/>>（2023年1月9日）
- ・ 全国被害者支援ネットワーク（2022）. <調査研究（統計データ/2021年度）> <https://www.nnvs.org/network/about/invest/#a0404_data>（2023年1月9日）

Consideration about the role of the person who is close to the crime victims: For crime victims support not to break off

Inagaki Tomonori¹⁾

Abstract

The crime victims need various support. They need early support to the problem. And the support has to be a long term. There are a lot of victims support systems in Japan. Recently, the crime victims support extends and strengthen as community-based victim support because of the regulations about victims of crime. Nowadays, many organizations cooperate with other organizations and they support crime victims.

The crime victims meet many people in a complicated procedure after their crime damage, and they need to meet a lot of persons. But it is difficult for the crime victims to form a good relation with their supporter. Therefore, the support by the person who is close to crime victims is important for them. The crime victim's family, their relatives, a friends and coworkers are considered as an example of the close person. They are able to hasten to the crime victims, and they are able to support crime victims to help with their daily life.

Key words: Crime victims, Close person of crime victims, Support for crime victims,
Support of the daily life

1) Inagaki Tomonori: Tokiwa University Graduate School of Human Science, Master's Program in Human Science, Research Student

付 録

学事記録 (2020, 2021年度)

常磐大学大学院人間科学研究科博士課程 (後期) 学事記録

2020年 4月3日 入学式

入学者： 0名

9月16日 春セメスター学位授与式

学位取得者：0名

9月16日 秋セメスター入学式

入学者： 0名

2021年 3月20日 学位授与式

学位取得者：0名

2021年 4月3日 入学式

入学者： 0名

9月16日 春セメスター学位授与式

学位取得者：0名

9月16日 秋セメスター入学式

入学者： 0名

2022年 3月20日 学位授与式

学位取得者：0名

学事記録 (2020, 2021年度)

常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録

2020年 4月3日 入学式

入学者： 10名

9月16日 春セメスター学位授与式

学位取得者：0名

9月16日 秋セメスター入学式

入学者： 0名

2021年 3月20日 学位授与式

学位取得者：4名

2021年 4月3日 入学式

入学者： 6名

9月16日 春セメスター学位授与式

学位取得者：1名

9月16日 秋セメスター入学式

入学者： 0名

2022年 3月20日 学位授与式

学位取得者：9名

常磐大学大学院人間科学研究科博士（人間科学）学位論文要旨

〔学位取得者〕

2020年度春セメスター

※該当者なし

2020年度秋セメスター

※該当者なし

2021年度春セメスター

※該当者なし

2021年度秋セメスター

※該当者なし

修士論文要旨 (2020, 2021年度)

常磐大学大学院人間科学研究科修士 (人間科学) 学位論文要旨

〔学位取得者〕

2020年度春セメスター

※該当者なし

2020年度秋セメスター

氏 名	修士論文題目	研究指導教員
佐川 喜則	東白川郡内の中学生におけるゲーム依存と学校不適応の関連 －ゲーム依存に対する自覚の有無による影響について－	水口 進
真田 滯乃	大 学 生 に お け る C M C (Computer-mediated communication) 上の自己開示とインターネット依存傾向の程度及びインターネットの利用状態の関連について －自己開示の量とKHcoderを用いた分析－	水口 進
杉山 惣一	成人期のキャリア危機 (転機) における対応とその心理的特徴に関する研究 －技術者の職業的アイデンティティ再体制化の視点から－	水口 進
萩谷 菜生	大学生の劣等感に対する反応行動と自己像との関連 －バウムテストの樹冠の表現に示される特徴の分析－	馬場久美子

2021年度春セメスター

氏 名	修士論文題目	研究指導教員
大森 雅史	大学生の過剰適応傾向と、学校場面、アルバイト場面、友人場面におけるストレスコーピングの関連	水口 進

2021年度秋セメスター

氏 名	修士論文題目	研究指導教員
海老澤彩嘉	アサーショントレーニングのレジリエンス向上効果の検討 －セルフワークとグループワークの比較－	馬場久美子
大関 陽輔	大学生のスマートフォン依存傾向に影響を与える要因の検討 －性格特性, 生活習慣, 心身健康度の観点から－	馬場久美子
郡司 勇暉	過去の被援助経験の想起がいじめ傍観者の向社会的行動の記述に及ぼす影響 －仮想シナリオを用いて－	馬場久美子

齋藤 友子	大学生の居場所のなさと自己受容の関係	水口 進
鈴木 一平	大学生の攻撃性および怒りの特徴は愛着スタイルの影響を受けるのか	水口 進
高野 裕史	クラシック音楽とロック音楽の心身への効果 －嗜好性の観点から－	馬場久美子
西 祐紀	大学生の家族機能と精神障害者に対する態度との関連 －直接的・間接的接触経験を媒介変数として－	馬場久美子
濱田 健斗	児童期後期の友人とのゲーム遊びと中学生の社会的スキルとの関連	馬場久美子
松江 まお	就労している発達障害の子どもをもつ母親の障害受容 －子の適応行動水準と母親の障害受容の比較－	水口 進

東白川郡内の中学生におけるゲーム依存と学校不適応の関連

ー ゲーム依存に対する自覚の有無による影響について ー

佐 川 喜 則

要 旨

ゲームの進化は目覚ましく、スマートフォンによる無料ゲームアプリやオンラインゲームの登場により、世界中とつながり、いつでも、どこでも、誰でも、誰とでも自由にゲームが利用できるようになった。そうした中で、ゲームの依存的な利用が深刻な問題となり、DSM-5やICD-11において、「ゲーム障害」が正式に疾病として取り上げられている。

日本でもゲーム依存が大きな社会問題となり、ゲーム依存の実態把握と対策が急務となっている。特に中学生においてゲーム依存による学校生活への影響は大きく、授業中の居眠りや遅刻、欠席、更に不登校など、学校不適応に陥っている生徒も少なくない。

本研究の目的は、3つである。1つめは、中学生がゲームをどのような目的でどのくらいの時間取り組んでいるのかなどの実態を明らかにすることである。2つめは、学校適応尺度とゲーム依存尺度を活用して客観的に捉えることによって、ゲーム依存と学校不適応の関連について明らかにすることである。3つめは、「ゲーム依存に対する自覚の高い生徒は、自覚の低い生徒に比べてゲーム依存を自覚して学校生活を送っているので、学校生活に対する不適応傾向が低いのではないか」という仮説を設定し、ゲーム依存の自覚の有無によるゲーム依存と学校不適応との関連について明らかにすることである。

福島県東白川郡内4校の中学生768名を対象に、学校適応尺度、ゲーム依存尺度およびフェイスシートとしてゲーム実施に関する質問紙調査を行った。

質問紙の回答数は566名、回収率73.7%であった。集計の結果、中学校において、ゲーム利用に何らかの問題がある生徒は、36.9%であり、40人学級において14.8人程度存在していることがわかった。また、「重大な問題」に該当する生徒の半数以上は、自分自身がゲーム依存に陥っているということを正しく自覚していないということが明らかになった。

ゲーム依存の課題として、学校適応尺度の「確かな学力」及び「ポジティブ評価」のカテゴリーにおいて学校不適応傾向が高いということがわかった。

また、学校適応尺度について、ゲーム依存の自覚による「自覚あり群」の方が「自覚なし群」に比べて学校適応力が低いという結果が得られた。これによって、仮説は否定され、ゲーム依存に対する自覚の高い生徒は、自覚の低い生徒に比べて学校生活に対する不適応傾向が高いということが明らかになった。

学力が低いからゲームに依存してしまうのか、ゲームに依存しているから学力が低いのかについて、今回の研究でその因果関係を検討することはできなかった。今後、学力とゲーム依存の因果関係を探り、ゲーム依存について研究を進めていくことによって、ゲーム利用について生徒自身に判断させ、上手に活用しながら、学校不適応を未然に防ぐ支援ができるようになることを考える。

キーワード：ゲーム依存、ゲーム依存の自覚、学校不適応、中学生

大学生におけるCMC (Computer-mediated communication) 上の自己開示とインターネット依存傾向の程度及び インターネットの利用状態の関連について

— 自己開示の量とKHcoderを用いた分析 —

真 田 滯 乃

要 旨

近年インターネット依存症が若い層を中心に広まっている。しかしこれは未だ曖昧な概念であり、様々な指摘がなされている。本研究では、必ずしも医学的な治療を必要としないインターネット依存症を、インターネットを使用する中で至った状態をラベリングしたものであると解釈し、インターネット依存傾向という名称を用いて研究を行った（鄭，2008）。

インターネット依存傾向の原因の1つとして、CMCの利用が挙げられており、そこでの人間関係の形成も行われている（Chou, Condrón & Belland, 2005；小林，2000）。また、人間関係の形成や親密な関係への発展には、自己開示が重要な要素とされている（岡田，2008；大坊，2005）。

このことからインターネット依存傾向の人は、CMCとFTFで行われる自己開示に違いがみられるのではないかと考えた。そしてそれがインターネット依存傾向の原因として、CMCが挙げられることに繋がるのではないかと考えた。そこで今回は、CMC上での自己開示に注目し、大学生のCMC上の自己開示とインターネット依存傾向の程度及び利用状態の関連について検討した。

参加者は、大学生36名であった。インターネット依存傾向の程度と利用状態を検討するために、J-尺度を用いた質問紙調査を行った。また、CMC上の自己開示を検討するために、ESDQ-45を用いた話題に実験用HPで回答してもらう実験も行った。そして、自己開示された内容は、樋口（2004）のKHcoderを用いて分析した。

本研究の参加者の中に、著しく高いインターネット依存傾向の程度を示す人はいなかった。そのため本研究では、インターネット依存傾向性質として検討した。

インターネット依存傾向性質の程度及び利用状態の違いによる自己開示の量に、差は見られなかった。そのため、インターネット依存傾向と自己開示の量に直接的な関係はないと考えた。

一方、インターネット依存傾向の程度の違いにより自己開示の内面性に、違いが見られた。それぞれの内容を比較したところ、注目を向けている対象に違いが見られた。このような違いは、自己意識が関連しているのではないかと考えた。このことから、インターネット依存傾向と自己意識に関連が見られる。そしてそれが自己開示の内面性にも影響しているのではないかと推測した。しかし本研究では参加者の自己意識を測定したわけではないので、今後検討する必要がある。

そして、仮想的な人間関係に馴染みのある利用状態群では、他の群よりも多くの領域に関する内容の自己開示が語られた。このことから仮想的な人間関係との馴染みがある人は、CMC上で幅広い内容の自己開示を行うと考えた。

本研究の研究成果は、CMCを用いたカウンセリングの場に貢献することが出来ると考えている。

キーワード：インターネット依存傾向，自己開示，CMC，KHcoder，仮想的な人間関係

成人期のキャリア危機（転機）における対応と その心理的特徴に関する研究

— 技術者の職業的アイデンティティ再体制化の視点から —

杉 山 惣 一

要 旨

本研究は、企業就業者がキャリア危機下の心理的葛藤にどのように向き合い職業的アイデンティティを再構築して新たな自分の生き方を獲得していくのか、その対応のプロセスとそこで生じる心理的特徴についての示唆を得ることを目的とした。

研究対象者は、研究実施者が勤務するA社の40才～50才代の技術系社員であり、その中で研究協力への同意を得られた20名を研究協力者とした。本研究の実施にあたっては、研究協力者にキャリアチャートとライフイベント表の作成を依頼し、これに沿って自身の仕事人生を回想的に語って貰うとともに、キャリア危機（転機）となった出来事に注目して半構造化面接によるインタビュー調査を実施した。半構造化面接では、「その出来事と感情・ストレス反応」、「自己概念の受けとめ・向き合い方」、「危機への対応・対処方法」など6つの視点から質問した。データの分析は、キャリアチャートについてはLIM（Life-Line Interview Method）、インタビュー調査から得られた逐語データについてはSCAT（Steps for Coding and Theorization）を準用した。

キャリアチャートによる視覚的データと仕事人生の回想や危機（転機）の対応に関するインタビュー調査から得られた言語データに基づき、成人期のキャリア危機（転機）における対応とその心理的特徴について検討した。そして、これらを職業的アイデンティティ再体制化のプロセスに落とし込むことで、再体制化のプロセスを促進する心理的特徴や内在化されるもの、プロセスの意味などについて検討を進めた結果、以下の示唆が得られた。

- ① 研究協力者全員が仕事人生においてキャリア危機に遭遇していた。その時期は成人前期から成人中期までに広がりを見せるものの、約半数が30代後半から40代前半に集中しており、この時期の仕事の充実度は大きく低下し「人生半ばの過渡期」の存在が窺えた。
- ② キャリアチャートの形状は6類型に分類された。その特徴は、チャートの形状だけでなく、仕事人生の捉え方、危機的状況の受けとめ方、サポート資源への気づきなどにおいても確認され、「主体的行動型」、「現実的安定希求型」、「プロジェクト型」、「やる気・期待優先型」、「昇進ショック型」、「忍耐固着型」とした。各類型の心理的特徴は、職業的アイデンティティ再体制化のプロセスにも影響を及ぼしていた。
- ③ 職業的アイデンティティ再体制化のプロセスでは、危機（転機）的状況を客観的に認識し自ら主体的に模索する“自分と向き合う力”が大切な要素であった。また、どのように「自己概念（自分らしさ）」を受けとめ直し、どのような主観的事実（物語）を紡いでいくかが重要であり、これが職業的アイデンティティ再体制化を促進する鍵になっていた。
- ④ 自らのキャリアをふり返り、「自己概念（自分らしさ）」を受け入れることで、「視点の切り替え」ができ、「前へ進もうとする気持ち」などの肯定的感情が生じ、更に行動に移していくことで自己効力感が培养され、内在化されていくものと思われる。キャリアカウンセリングは、自ら主体的に模索する“自分と向き合う力”を育む機会を提供できると思われ、職業的アイデンティティ再体制化を促進するうえで有用な

リソースであると考えられる。

キーワード：キャリア危機（転機）、職業的アイデンティティ再体制化、キャリアチャート、
LIM, SCAT

大学生の劣等感に対する反応行動と自己像との関連

— バウムテストの樹冠の表現に示される特徴の分析 —

萩 谷 菜 生

要 旨

本研究では、以下2つの研究（研究Ⅰ・研究Ⅱ）を行った。

研究Ⅰは2つの仮説を明らかにすることを目的とした。

まず研究Ⅰ-①では、高坂（2008）の研究から大学生は「友達作りの下手さ」に最も劣等感を感じると考えられた。本研究でも同様の結果になるかを検証するため、大学生が最も劣等感を覚える領域がどこかを明らかにすることを目的とした。次に研究Ⅰ-②では、友尻（2011）の研究から劣等感が強い者は、防衛的な行動につながる可能性が高くなると判明した。そのため、劣等感を強く感じている人は防衛反応因子を中心としたネガティブ行動をとりやすいかを明らかにすることを目的とし、大学生143名を対象としたGoogleフォームでのアンケート調査を行った。

アンケートは、高坂（2009）の劣等感項目（異性との付き合いの苦手さ5項目、学業成績の悪さ5項目、運動能力の低さ5項目、家庭水準の低さ5項目、性格の悪さ5項目、友達作りの下手さ5項目、統率力の欠如5項目、身体的魅力のなさ5項目の全40項目）、友尻（2011）の劣等感反応特性尺度（努力志向性因子10項目、防衛反応因子6項目、代償志向性因子4項目、劣等感の表出抵抗因子4項目、劣等感の否認因子3項目の全27項目）、研究Ⅱで行うバウムテストに協力してくれる方の連絡先記入欄で構成されていた。

研究Ⅰの結果、大学生で最も劣等感を感じる領域は「学業成績の悪さ」だということが明らかになり、仮説とは異なる結果となった。また、「学業成績の悪さ」得点と劣等感に対する反応行動の関連性について検討したところ、劣等感高群の人が「防衛反応因子」得点が高くなり、これは先行研究の結果を支持するものとなった。

研究Ⅱでは劣等感に対する反応行動をネガティブ行動群、ポジティブ行動群に分けたとき、バウムテストで表現された樹冠に群ごとで相違点や類似点があるかを検討するということを目的とした。この研究Ⅱでの参加者は研究Ⅰで協力が得られた12名（ネガティブ行動群2名、中間群5名、ポジティブ行動群5名）を参加者とした。

参加者にはまずGHQ精神健康調査票を行ってもらい、その後バウムテストを3枚法で行った。実施するに当たっては参加者1人に対し、A4サイズの画用紙3枚とHBの鉛筆を2～3本、消しゴムを用意した。バウムテスト実施後には描画後の質問（PDI：Post Drawing Interrogation）を行った。また、研究Ⅱの実施方法は、WEB会議などの遠隔ツールで行った。研究の説明書と同意書、GHQ28、バウムテストで用いる道具、返信用のレターパック等を郵送で参加者に送り、レターパック等で同意書や道具を返送してもらった。このとき、送付先は参加者にメールで尋ねた。

研究Ⅱの結果、どの群も周囲や社会に見せている自己像を表す1枚目と欲望や願望を表す3枚目に豊かな感受性を持っていることを示唆する雲形の樹冠を描く人が多かった。内面的な自己像を表す2枚目では、ネガティブ行動群では受動的になっていることを示唆する枯れた木を描いており、ポジティブ行動群では周囲の基準を意識していることを示唆する空白の樹冠を描く人が多く、群ごとで差が出るのは内面的な自己像を表す2枚目であるということが判明した。

キーワード：劣等感，劣等感に対する反応行動，ポジティブ行動群，ネガティブ行動群，バウムテスト

大学生の過剰適応傾向と、学校場面、アルバイト場面、友人場面におけるストレスコーピングの関連

大 森 雅 史

要 旨

目 的

過剰適応は、“環境からの要求や期待に個人が完全に近い形で従おうとすることであり、内的な欲求を無理に抑圧してでも、外的な期待や欲求に応える努力を行うこと”である（石津・安保, 2008）。過剰適応とストレスコーピングに関連する先行研究で場面を設定したものが見当たらない。本研究では大学生における過剰適応とストレスコーピングの関連を場面別に検討することを目的とした。過剰適応の特徴であることを検討するため、過剰適応以外の特徴をもつ適応（二重適応群、非社会的自己満足群、二重不適応群）も研究の対象とした。紙面の都合上、各群の説明は割愛し、結果と考察は過剰適応群のみを記載する。

方 法

茨城県内のA大学に通う大学生114名を対象とした。質問紙は、個人属性と過剰適応傾向をみる青年期前期用過剰適応尺度（石津, 2006）とストレスコーピングの種類を調べるTAC-24（神村ら, 1995）の質問項目を組み合わせて構成した。研究協力者の用いるストレスコーピングを場面別に検討するため、TAC-24を3部用意し、それぞれ学校場面・アルバイト場面・友人場면을想起して回答を求めた。COVID-19の影響からオンライン上で実施した。

深田・名嘉（2019）を参考に、青年期前期用過剰適応尺度を用いて、研究協力者を4つの群に分類し、各群の場面ごとに対応ありの一元配置分散分析と多重比較を行った。

結 果

一元配置分散分析の結果、行使しうるストレスコーピングに差が見られたため多重比較を行った。過剰適応群は、学校場面では最も“責任転嫁”が用いられない。アルバイト場面では、“情報収集”、“計画立案”、“肯定的解釈”が用いられやすく、“放棄・諦め”と“責任転嫁”は用いられない。友人場面では、中でも“放棄・諦め”と“責任転嫁”は用いられない。

二重適応群、非社会自己満足群、二重不適応群においても、一定の傾向がみられた。

考 察

学校場面において最も責任の転嫁をしない特徴がみられた。アルバイト場面では、問題解決を諦めることや責任の転嫁が難しく、情報を集めることや試行したことを反省し次の方法を計画立案すること、出来事への捉えなおしである肯定的解釈を用いやすいことが考えられる。アルバイト場面では、従業員一人ひとりに役割があり業務の遂行に対し期待されることが予想される。上記の結果は、石津ら（2008）の定義における過剰適応の特徴と考えられるだろう。友人場面では、気の知れた友人との場面においても責任の転嫁や問題解決を諦めることが難しい可能性がある。

引用文献

- 石津憲一郎（2006）．過剰適応尺度作成の試み 日本カウンセリング学会第39回大会発表論文集，137．
- 石津憲一郎・安保英勇（2008）．中学生の過剰適応傾向が学校適応感とストレス反応に与える影響 教育心理学研究，56，23-31．
- 神村栄一・海老原由香・佐藤健二・戸ヶ崎泰子・坂野裕二．（1995）．対処方略の三次元モデルの検討と新しい尺度（TAC-24）の作成 教育相談研究，33，41-47．
- 深田博己・名嘉みらい（2019）．大学生用過剰適応尺度の開発 広島文教女子大学心理学研究，5(2)，1-27．

キーワード：過剰適応傾向，ストレスコーピング，学校場面，アルバイト場面，友人場面

アサーショントレーニングのレジリエンス向上効果の検討

— セルフワークとグループワークの比較 —

海老澤 彩 嘉

要 旨

本研究では、以下2つの研究（研究Ⅰ・研究Ⅱ）を行った。

研究Ⅰは1つの仮説を明らかにすることを目的とした。

まず研究Ⅰ-①は、先行研究で、レジリエンスとアサーションの間に正の相関があると予想されていたため、本研究ではレジリエンスと、非主張性（ノンアサーティブ）の間に負の相関関係があると予想し、大学生438名を対象に質問紙調査を実施した。

質問紙は、平野（2010）の二次元レジリエンス要因尺度：生まれながらにもつ「資質的レジリエンス要因」12項目、後天的に身に付けていく「獲得的レジリエンス要因」9項目の2因子からなる全21項目、高濱・沢崎（2013）の非主張性尺度：「主張に対する不安・後悔」6項目、「率直な意見表明の回避・困難」6項目の2因子からなる全12項目、研究Ⅱで行うワークに協力してくれる方の連絡先記入欄で構成されていた。

研究Ⅰの結果、レジリエンスと非主張性との間に弱い負の相関がみられ、レジリエンスが低い傾向にあると、非主張性が高い傾向にあることが示唆された。つまり研究Ⅰ-①仮説は支持された。

研究Ⅱでは、レジリエンスの低い大学生が、アサーショントレーニングにセルフワークかグループワークに従事することで、レジリエンスを向上させることができるのか検討した。研究Ⅱへ参加意志があった方の41名を研究Ⅰの結果から、レジリエンスの高さを平均値±0.5標準誤差とその中間得点から低群・中群・高群に均等に分け、さらにセルフワーク群、グループワーク群に分けた。複数の要因を考慮した結果、分析対象者はセルフワーク群5名（低群4名、中群1名）、グループワーク群6名（低群2名、中群4名）とした。

両群共に、「日常生活で役に立つ、気持ちの良い対人関係を目指すトレーニングプログラム」と題し、アサーショントレーニングを実施、トレーニングは約2週にかけて行われ、1週間後に研究Ⅰで用いた質問紙への回答を実施した。

研究Ⅱでは2つの仮説を明らかにすることを目的とした。

研究Ⅱ-①は、研究Ⅱのアサーショントレーニングの実施前（研究Ⅰの結果）とアサーショントレーニング後では、セルフワーク群、グループワーク群ともにレジリエンスが向上し、アサーティブとなる（非主張性が低下する）と予想した。

研究Ⅱ-②は、研究Ⅱのアサーショントレーニングの実施直後は、セルフワーク群、グループワーク群ともにレジリエンスが向上し、アサーティブとなる（非主張性が低下する）が、1週間後のフォローアップ検査で、セルフワーク群よりもグループワーク群の方がレジリエンスの得点、アサーティブの傾向の得点変化の程度が維持されると予想した。

研究Ⅱの結果、アサーショントレーニングを実施する前と実施直後、アサーショントレーニングを実施する前と1週間後でセルフワーク群、グループワーク群共にレジリエンス合計得点と獲得的レジリエンス要因の向上がみられた。

また、ワークの内容の違いでレジリエンスの向上効果にどのように影響するかについては群間に差は確認されず、ワークの実施時期でレジリエンスが向上することが明らかとなった。

キーワード：レジリエンス，アサーショントレーニング，セルフワーク，グループワーク，非主張性

大学生のスマートフォン依存傾向に影響を与える要因の検討

— 性格特性、生活習慣、心身健康度の観点から —

大 関 陽 輔

要 旨

問 題

現在、若い世代の間では、スマートフォンは必要不可欠なツールとなっており、多くの調査でその高い使用率が示されてきた。そしてスマートフォンの依存的使用は、心身に悪影響を及ぼすことが問題視されている。パソコンなどを介してのインターネット利用と異なり、スマートフォンを介したインターネットの利用では、どこにでも携帯することができる利便性のため、依存的な使用が懸念され、依存を防ぐための知見が必要とされると思われる。

目 的

大学生のスマートフォン依存度に影響を与えると思われる性格特性、心身の健康、生活習慣などを質問紙調査の手法を用いて分析を行い検討する。

方 法

本研究では質問紙法による調査を行った。調査対象者は大学生の男女194名であった（有効回答者は、176名）。生活習慣及び心身の健康については、健康度・生活習慣診断検査（Diagnostic Inventory of Health and Life Habit: DIHAL. 2）を使用した。スマートフォンを使用したインターネット依存度の測定には、IAT（Internet Addiction Test）を使用した。性格特性については、Big Five尺度短縮版29項目を使用した。まず、スマートフォン依存度に影響を与えると思われる変数（とスマートフォン依存度との間の相関関係を確認するために、Pearsonの2変量の相関分析を行った。

次に、性格特性及び、生活習慣・心身の健康等の独立変数をいくつかのステップに分け、大学生のスマートフォン依存度を従属変数とした階層的重回帰分析を行った。

最後に、スマートフォンの利用目的をコミュニケーション目的とそれ以外に群分けし、スマートフォン依存度、性格特性、心身の健康及び生活習慣の平均値の差を検討するために t 検定を行った。また、男女のスマートフォン依存度の平均値の違いを確認するために t 検定を行った。

結 果

スマートフォン依存度と各変数の相関分析の結果では、性格特性では、スマートフォン依存度と誠実性との間に弱い負の相関があった。生活習慣と心身の健康においては、スマートフォン依存度と身体的健康度、精神的健康度、食事のバランス、睡眠の規則性、睡眠の充足度、ストレス回避との間に弱い負の相関があった。スマートフォン依存度を従属変数とした階層的重回帰分析の結果から、スマートフォン依存度を抑制する要因としては、性格特性では、調和性及び誠実性がスマートフォン依存度に対し有意な負の影響を示した。性格特性において、スマートフォン依存度を助長と思われる因子は、開放性が有意傾向を示した。

考 察

スマートフォン依存度を抑制する要因としては、性格特性においては調和性及び誠実性の高さが示された。スマートフォン依存度を助長すると思われる要因としては休息がスマートフォン依存度に対して正の影響を示した。健康度とスマートフォン依存度については、精神的健康度と身体的健康度が有意傾向を示しており、いずれも負の影響を与える結果となっており、この二つがスマートフォン依存度に対して一定の影響を与えている可能性は考慮できるのではないかと思われる。

キーワード：スマートフォン依存度，性格特性，大学生，生活習慣，心身の健康

過去の被援助経験を想起がいじめ傍観者の 向社会的行動の記述に及ぼす影響

— 仮想シナリオを用いて —

郡 司 勇 暉

要 旨 問 題

本研究では、向社会的行動に注目し、いじめ傍観者が過去に受けた何らかの援助経験を想起することで、被害者を援助することにつながりうる要因となるのではないかと考えた。

目 的

本研究は、架空シナリオ場面でいじめ傍観者となる参加者が、ロールレタリングを用いて援助行動を受けて感謝した感情を想起することで向社会的行動を起こすかを、ロールレタリングを行わない統制群と比較検討することである。

方 法

本研究では、ロールレタリングを行った実施群33名、統制群45名に対して質問紙実験を行った。実施群には、研究の説明（デセプション）を行い、質問紙1として青年用感謝尺度とロールレタリングその1を配布した。1週間後回収し、質問紙2として、ロールレタリングその2と青年用感謝尺度を再度配布した。それと同時に仮想シナリオによる被害者・加害者の友人関係の有無を含めたいじめ傍観者となった場合の行動の調査として、仮想シナリオと回答用紙を配布し、さらに1週間後に回収した。その後、デブリーフィングを行い、実験を終了した。統制群には、ロールレタリングその1とロールレタリングその2、ロールレタリング後の青年用感謝尺度を除いたものを実施した。

結 果

分析の結果、実施群ではロールレタリング実施後にポジティブな感謝感情が高まることが示された。また、KJ法に倣った手法を用いていじめ傍観者となった仮想シナリオの行動の分析を行った結果、実施群において、向社会的行動の記述が多く、傍観者・観衆のような行動の記述がなかったのは「被害者のみ友人」の場合であった。その他の「加害者のみ友人」、「どちらも友人でない」の場合は、向社会的行動の記述が傍観者・観衆のような行動の記述よりも多かった。「どちらも友人」の場合では、向社会的行動の記述も多いが、傍観者・観衆のような行動の記述も多い結果となった。

また回答した行動を起こすことが出来るかどうかの違いがあるかどうかを調べた結果、加害者側への向社会的行動、中間に位置する向社会的行動、被害者側への向社会的行動では有意な差は見られなかったが、傍観者・観衆のような行動において、「どちらも友人でない」場合で有意差が見られた。さらに残差分析の結果、実施高群は2個以上起こすことができると回答する頻度が高い。また実施低群は起こすことができないと回答する頻度が低く、1個起こすことができると回答する頻度が高いことが示された。

考 察

ロールレタリングで被援助経験の想起を行うことで、感謝感情が上がることが明らかになった。自由記述において、ロールレタリングによって感謝感情が高まったことによって、「被害者のみ友人」の場合では、傍観的・観衆的行動が減る可能性があると考えられる。しかし、「どちらも友人」の場合は、交友関係があるために、板挟みようになってしまい、向社会的行動の記述と傍観的・観衆的行動の記述が多くなると考えられる。またロールレタリングにより自己理解が促進された事によって、傍観者・観衆のような行動を自覚し行っていると考えられる。

キーワード：いじめ，傍観者，向社会的行動，援助行動，ロールレタリング

大学生の居場所のなさとは自己受容の関係

齋 藤 友 子

要 旨

これまでの研究で重要な他者に対する「心理的居場所感」のあることが、自己受容を促す重要な要因であることが明らかになっている。しかし「居場所のなさ」感から「自己受容」に着目した研究は見られない。

「居場所のなさ」の感覚には、【その“場”で感じる「居場所のなさ」感】と【慢性的に感じる「居場所のなさ」感】といった質の違う2つの要素があると言われる。

本研究の目的は、大学生を対象とし、①慢性的に感じる居場所のなさ、②一時的に感じる居場所のなさ、③居場所のなさを感じない場合の、それぞれの自己受容を比較検討する。また、「居場所のなさ」で悩む学生たちが自分と向き合っていけるようなサポートの手がかりとするために①、②についてどのような状況でどういった居場所のなさを感じているのか、③について、心理的居場所感を得られる重要な他者を明らかにする。

仮説1は、居場所のなさを慢性的に感じている人は、自己受容が低く、居場所のなさを感じない人は、自己受容が高い傾向にあると予想する。仮説2は、居場所のなさを一時的に感じている人は、自己受容の低さには影響がないと考え、自己受容はやや高い傾向にあると予想する。

研究への同意を得られた大学生を対象に調査を実施した。有効回答者は187名であった。調査方法は質問紙調査とWeb上のアンケート調査を実施した。

回答者の半数以上が居場所のなさを経験したことがあるという結果であった。また、その中で4人に1人が「慢性的な居場所のなさ」を感じていた。

本研究では、①慢性的に感じる居場所のなさ、②一時的に感じる居場所のなさ、③居場所のなさを感じない場合の、それぞれの自己受容を比較検討するために、大学生に対して調査を実施した。その結果、大学生の居場所のなさとは自己受容の関係において居場所のなさを慢性的に感じている人は、自己受容が低く、居場所のなさを感じない人は自己受容が高い傾向が認められた。よって、仮説1を支持する。また、居場所のなさを一時的にその場で感じている人は、自己受容の低さには影響がないという仮説2は支持されなかった。

「①慢性的に感じる居場所のなさ」と「②一時的に感じる居場所のなさ」の特徴を明らかにする調査の結果、3つの特徴について明らかになった。

第一に、「①慢性的に感じる居場所のなさ」と「②一時的に感じる居場所のなさ」の最も大きな違いとして、環境の変化の有無である。第二に、「①慢性的に感じる居場所のなさ」と「②一時的に感じる居場所のなさ」に共通してみられた【他者との関わり】【自己の内面】に居場所のなさの2因子の要素（「自己不全感」と「疎外感」）が示唆されることである。第三に、「①慢性的に感じる居場所のなさ」では、一部に強い孤独感や拒否感、自分への不信感等が見受けられ、精神的苦痛が懸念されることである。

③居場所のなさを感じない場合の心理的居場所感を得られる重要な他者を明らかにする調査の結果、2つの特徴について明らかになった。

第一に、大学生にとっての心理的居場所感を感じる重要な他者として、友達の存在が非常に大きいことである。第二に、男女間で性差が見られることである。

キーワード：居場所，自己受容，大学生

大学生の攻撃性および怒りの特徴は 愛着スタイルの影響を受けるのか

鈴木 一 平

要 旨

本研究は、大学生を対象にして質問紙調査を実施して、彼らの愛着スタイルと攻撃性、怒りの表出の仕方を調べ、愛着スタイルが攻撃性と怒りの表出の仕方に影響を及ぼすのかを研究した。加えて、愛着スタイルを構成する概念である自己観と他者観についても攻撃性と怒りの表出の仕方に影響を及ぼすのかを明らかにした。

用いた質問紙の尺度は、成人愛着研究で適当とされる4分類の愛着スタイル尺度を測定できる、中尾・加藤（2004）の「一般他者版成人愛着尺度」と、Buss, & Perryによって作成され、安藤ら（1999）によって発表された日本版Buss-Perry攻撃性質問紙と、Spielberger（1988）によって作成され、鈴木・春木（1994）によって信頼性と妥当性が検討されたSTAXI日本語版の3つであった。大学生の男女184名を参加者にして対面、インターネットで調査を実施した。利用可能なデータ数は163件であり、一般他者版成人愛着スタイル尺度の得点の結果、安定型が49人、拒絶型が66人、恐れ型が36人、囚われ型が12人であった。

安定型を基準カテゴリにして、ダミー変数を用いた重回帰分析を行った結果それぞれ安定型に比べて、拒絶型では言語的攻撃が高くなると予想され、恐れ型では敵意と短気と全攻撃性が高くなると予想され、囚われ型では敵意が高くなると予想される結果が見られた。しかし、怒りの表出の仕方についてはどれも有意差は現れなかったため、愛着スタイルが怒りの表出の仕方を説明できるとは言えない結果となった。

また、一般他者版成人愛着スタイル尺度の下位尺度である自己観を示す見捨てられ不安と他者観を示す親密性の回避を独立変数に重回帰分析を行った。その結果、自己観には身体的攻撃、敵意、短気、全攻撃性、怒りの制御を低めると予想される結果と言語的攻撃、怒りの表出、怒りの抑制、特性怒りを高めると予想される結果が見られた。また他者観では、言語的攻撃を低めると予想される結果が見られた。

以上の結果から、大学生の愛着スタイルは、その特徴ごとに攻撃性を安定型よりも高くすると予想されるものがあり、その愛着スタイルを構成する自己観は攻撃性や怒りの表出の仕方を説明する上で重要であることが分かった。

現代の問題であるDVや児童虐待の観点から考えるとこれらの結果は、直接的暴行よりも目に見えないネグレクトや精神的DVに関連しているとも考えられる。怒りの要因については、望ましい変化を促すには別の要因が必要と考えられるが、全ての要因に関連が見られた自己観はもちろん、他者観の影響も見られた言語的攻撃についてはコロナ禍の時代に自粛警察と呼ばれた人たちの一種の攻撃行動との関連が考えられ、今回の研究で得られた新たな見地だと考えられる。

キーワード：大学生、愛着スタイル、自己観、他者観、攻撃性

クラシック音楽とロック音楽の心身への効果

— 嗜好性の観点から —

高 野 裕 史

要 旨

音楽には様々な効果があり、医療分野などで注目されている。しかし、音楽には様々なジャンルがあり、それぞれが効果を持っている。小林・中村・高橋（2004）はクラシック音楽を使った音楽療法の研究を行った。無条件環境、ストレス環境、リラクセス環境を用意し、リラクセス環境では音楽を聞かせた。その結果、リラクセーション効果が見られた。さらにSharman & Dingle（2015）はロック音楽に怒りを低減させる効果があると明らかにした。激しい音楽を好むリスナーは、自分の怒りに合わせてより自分を奮い立たせる音楽を聴き、悲しみを理解し前向きな感情を高めたりするために音楽を聴くとされた。激しい音楽を聴くことで怒りが増幅されることはなく、怒りと音楽が同調した結果、聴取後にポジティブな感情をもたらすことがわかったのである。このようにジャンルごとに効果が違うが、音楽には好き嫌いが存在する。

以上のことから嗜好性を交えた音楽ジャンルの研究が必要であると考えた。今回の実験では、クラシック音楽の効果、ロック音楽の効果を明らかにし、さらに嗜好性によって効果の差異が出るのかを明らかにするために実験を行った。参加者をロック嗜好ーロック聴取（RR）群8名、クラシック嗜好傾向ーロック聴取（CR）群9名、クラシック嗜好ークラシック聴取（CC）群7名、ロック嗜好ークラシック聴取（RC）群6名に分けた。参加者の合計は31名であった。使用楽曲は「ノクターン Op.9-2」をカバーしたものを使用した。心理的指標として気分プロフィール尺度 第2版 短縮版（以下、POMS2 短縮版）と音楽作品の感情価測定尺度を使った。生理的指標としてアルファータ FM717で脳波を測定し、HRV2018で自律神経を測定した。そして有意差があるか分析を行った。

その結果、心理的指標であるPOMS2では【怒りー敵意】【当惑ー混乱】【疲労ー無気力】【抑うつー落ちこみ】【緊張ー不安】で有意に減少した。さらに因子を合計した総合的気分状態を表すTMD得点が有意に減少した。群間では有意差はなかった。交互作用は有意ではなかった。

生理的指標である自律神経は交感神経活動度、副交感神経活動度ともに前後、群間で有意差はなかった。脳波では $\alpha 3$ 波、 $\alpha 2$ 波、 $\alpha 1$ 波、 θ 波で音楽聴取中と音楽聴取後で有意に減少した。さらに $\alpha 3$ 波、 $\alpha 2$ 波、 $\alpha 1$ 波で聴取前、聴取後で有意に減少がみられた。さらに $\alpha 3$ 波、 $\alpha 2$ 波と音楽聴取中と聴取後に群間で有意差がみられた。多重比較の結果、 $\alpha 3$ 波はCC群がRR群より高く、CC群がRC群より高いことが分かった。 $\alpha 2$ 波はCC群がRR群より高く、CR群がCC群より高いことが分かった。

これらのことからクラシック音楽とロック音楽にはネガティブな気分状態を低減させる効果や生理的に落ち着くなどのリラクセーション効果がみられた。クラシック音楽とロック音楽に嗜好性の差はなく、同様の効果が受けることができた。生理的にはクラシック音楽のほうが落ち着くことができる。

引用文献

- 小林訓子・中村恵子・高橋由紀（2004）. 音楽療法のリラクゼーション効果に関する研究 県立長崎シーボルト大学看護栄養学部紀要, 5, 1-10.
- Sharman, L., and Dingle, G.A. (2015). Extreme metal music and anger processing. Front. Hum. Neurosci. 9:272. doi: 10.3389/fnhum.2015.00272

キーワード：クラシック音楽，ロック音楽，心理的指標，生理的指標

大学生の家族機能と精神障害者に対する態度との関連

—直接的・間接的接触経験を媒介変数として—

西 祐 紀

要 旨

家族機能を凝集性（きずな）と適応性（かじとり）の2次元から捉えるオルソンの円環モデルによれば、両次元とも中程度であるバランス群、一方の次元が中程度で他方が極端な中間群、両次元とも極端な極端群の3群に分類され、バランス群が最も機能的である（立山, 2004）。また、程よい関係を保つ家族機能を持つ者は自分たち家族に無いような要素を取り入れることができ、変化に対して柔軟であるという。精神障害者に対する態度も偏見や誤解を適宜修正し、肯定的であるのではないかと考えられる。また、障害者への直接的接触経験を持つ者の態度は肯定的であり、より身近な関係を体験していた者ほど偏った考えを持たない（岩田, 2002）という先行研究を踏まえ、精神障害者への接触経験の有無についても確認する。

本研究の目的は、大学生における家族機能と精神障害者への態度との関連について検証することである。大学生426名を対象とし質問紙調査を行った。調査内容は立木（2009）のFACESKGIⅣ-16（Version 3）、徳田（1990, 1991）の障害児・者に対する態度を測定するための多次元的態度尺度、精神障害者との接触経験についてたずねる設問を設けた。なお、本研究は常磐大学大学院研究倫理委員会の承認を得て実施した（承認番号 200140）。

家族機能の3群において、精神障害者に対する態度に差があるかを検討した結果、中間群の人がバランス群よりも精神障害のある人に対して拒否的な態度を取らない（態度が肯定的）といえた。家族機能の2次元と間接的接触経験・直接的接触経験がそれぞれどのように影響しているかを検討した。その結果、家族機能のきずなと、講義やマスメディアによって精神障害者に関する情報を得た経験は、拒否的な態度を和らげ、身近に精神障害者がいた（いる）経験は、統合教育への反対を和らげていた。また、マスメディアによって情報を得た経験は、精神障害者が特別な能力を持っているという考えを弱め、小説等によって情報を得た経験は、精神障害者は自己中心的であるという考えを強めていたが、マスメディアによって情報を得た経験、精神障害者と共に作業した経験は、精神障害者は自己中心的であるという偏見や誤解を弱めていた。講義やマスメディアによって情報を得た経験、共に作業した経験は、精神障害者との交流における当惑を和らげていた。家族機能の直接的な影響と、接触経験を媒介した間接的な影響を検討した。その結果、家族機能の影響として、直接的にも間接的にも精神障害者に対する態度を否定的にしていたが、かじとりやきずなが高い家族機能の特徴が示されたためと考えられた。家族機能の3群において、各接触経験と精神障害者に対する態度の関係と影響の仕方に違いが見られるかを検討した。その結果、家族機能の3群における各接触経験による精神障害者に対する態度への影響は異なっていた。このことから、家族機能の違いによって各接触経験の受け取り方が異なっているのではないかと考えられた。

キーワード：FACESKGIⅣ-16（Version 3）、精神障害者への態度、家族機能、接触経験、大学生

児童期後期の友人とのゲーム遊びと 中学生の社会的スキルとの関連

濱 田 健 斗

要 旨

児童期後期における友達との遊びは社会的スキルを育む重要な機会となるが、現代の子ども達は環境的な要因などによって遊ぶことが難しくなっている。そこで発展の目覚ましいゲーム遊びに焦点を当て、友人とのゲーム遊びと社会的スキルとの関連について検討した。

本研究は、ゲームのジャンルと社会的スキルの関連の検討、ゲームの遊び方と社会的スキルの関連の検討、ゲーム遊びとゲーム以外の遊びの社会的スキルの違いの検討の3つである。

全国の中学1年生300名を対象にWEB調査で社会的スキル、小学5・6年生の時期の友人と遊び、ゲームジャンルごとの遊びの頻度、ゲームの遊び方、ゲーム遊びで学んだことについてWEB調査で回答を求めた。ゲームのジャンルと社会的スキルの関連はゲームのジャンルごとの遊び頻度と社会的スキルで相関分析を行って検討した。ゲームの遊び方と社会的スキルの関連は参加者を社会的スキル得点から高群（74名）と低群（62名）に分類し、ゲームの遊び方の選択肢と社会的スキルでカイ二乗検定を行って検定した。ゲーム遊びとゲーム以外の遊びの社会的スキルの違いは参加者を友人とよく遊んでいた群（130名）、ゲーム遊びをよく遊んでいた群（53名）、ゲーム以外の遊びをよく遊んでいた群（73名）、友人と遊ばなかった群（44名）の4群に分類し社会的スキルと一元配置の分散分析、多重比較を行って検討した。

分析の結果、以下のことが明らかになった。ゲームのジャンルと社会的スキルの検討から、勝敗を競い合うジャンルやルールなどの枠が強いジャンルは社会的スキルの積極的・主張的関わりのスキルとの関連がみられた。勝敗を競い合うジャンルやルールなどの枠が強いジャンルは他のジャンルよりも自分なりのプレイングを出しやすいのではないかと考えられる。ストーリーを楽しむ要素の強いジャンルやルールなどの枠が強いジャンルのゲームは社会的スキルの共感・援助スキルとの関連がみられた。ストーリーを通して友人と感想を共有することやルールの中での勝負で相手のことを観察していると考えられる。

ゲーム遊び方と社会的スキルの検討から、社会的スキルの高群はプレイ方法において、対戦プレイを多く行っていた。対戦プレイを通して相手の動きや癖から相手のことを深く理解していると考えられる。また、社会的スキル高群はゲーム中の会話内容においてアドバイス、攻略の相談、ゲームの感想を言い合うについての会話が多かった。これらの会話を通して自分の考えを相手に伝えることや相手に共感すること、一つの目標に友人と取り組むといったことを行っていたと考えられる。

ゲーム遊びとゲーム以外の遊びの社会的スキルの違いの検討から、ゲーム以外の遊びをよく遊んでいた群は友人とよく遊んでいた群と友人と遊ばなかった群よりも社会的スキルの平均値が高くなった。ゲーム以外の遊びをよく遊んでいた群は友人と関わるの機会多いことや遊びのルールを友人と相談して決めていたと考えられる。

キーワード：児童期、ギャングエイジ、遊び、社会的スキル

就労している発達障害の子どもをもつ母親の障害受容

— 子の適応行動水準と母親の障害受容の比較 —

松 江 ま お

要 旨

近年、発達障害児・者への理解や関心は日を重ねるごとに高まりつつある。しかし、成人してからの発達障害者に関する研究はまだ少ない。発達障害の子どもをもつ親は、子の就職時期において、子が就活で迷ったり、就職先で適応できなかつたりする姿を見て一緒に迷ったり障害受容を突きつけられたりする機会が訪れると考えられる。また、子の適応行動水準によって障害受容や就職するうえでの困難も異なることが予想される。そのため、就労している発達障害者の適応行動水準を測り、その子どもをもつ親の障害受容との関連性について検討する。そして、子の就職前後の話を聞くことにより、子の就職活動の時期を経た親の障害受容はどのような状態なのを探りたい。

そこで、本研究では、就労している発達障害の子どもをもつ親を対象に、親の障害受容と子の適応行動水準について、倉重・川間（1995）の障害児・者をもつ母親の障害受容尺度を用いた質問紙調査と日本語版 Vineland-II を用いた半構造化面接を実施した。

質問紙調査を行った結果、知的な遅れをとまなわない、または相対的に軽微な遅れの場合は、不安・ストレスの割合がそれぞれ、他の母親と比べ、高い傾向であった。そして、発達障害の子をもつ母親は、対外的消極的態度が高い傾向であった。また、身体障害の子をもつ母親は、他の母親と比べて対外的消極的態度および保護者的養育態度が低く、対社会積極的態度が高い傾向であった。

日本語版 Vineland-II の結果、適応行動総合点は、5 名中 4 名が「低い」という結果で、1 名が「やや低い」という結果になった。

母親からの語りの結果は、就職前後の母親の心情として、比較的適応行動水準が高い発達障害の子どもをもつ母親の方が、元々の親の子どもに対する評価と実際の評価にズレが生じ、主に本人のできなさについて直面するため、不安や葛藤がより多く語られた。一方、適応行動水準の低い発達障害の子どもをもつ母親は、主に賃金や労働環境など施設側に対する不安や不満の感情を抱いていた。そして、比較的適応行動水準の高い発達障害の子どもをもつ母親ほど、子どもについても多くの葛藤や期待を抱いていた。また、子の適応行動水準が高いほど周囲への障害開示が消極的であり、障害受容を促進する要因とされる仲間や共感を得ること機会が少ない可能性が考えられる。そして、子の適応行動水準が高い方が、診断時期も遅くなり障害を受容するうえでの時間が少なくなったり、周囲への障害の開示を行わず適切な支援と結び付けられづらかったり、子に過度の期待を抱きやすかったりすることが考えられ、それらの要因が障害受容の妨げになっている可能性があると考えられる。

キーワード：障害受容，適応行動水準，就職，母親，発達障害

常磐大学大学院学術論文発行規程

制 定 1992年 6月24日 研究科委員会

全面改正 2013年 6月 7日 教学会議

(目 的)

- 第 1 条 常磐大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術研究の推進および成果の公表と相互交換をすることを目的として、「常磐大学大学院学術論文」（以下「学術論文」という。）を発行する。

(編集委員会)

- 第 2 条 学術論文の編集業務を行う機関として、教学会議のもとに常磐大学大学院学術論文編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。
- ② 編集委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
1. 各研究科委員会からの代表 1 名
 2. その他委員長が指名した者 1 名
- ③ 委員長は、委員の互選とする。
- ④ 委員の任期は、4 月 1 日から 2 年とし、再任を妨げない。
- ⑤ 編集委員会は、編集業務に協力を得るために、各研究科の大学院生 1 名を編集補助者として委嘱することができる。

(任 務)

- 第 3 条 編集委員会は、原則として毎年度 1 回学術論文を発行する。

(投稿資格)

- 第 4 条 学術論文への投稿資格者は、次のとおりとする。
1. 大学院に設置する科目の授業担当者
 2. 大学院博士課程（後期）に在籍する学生および研究生
 3. 大学院博士課程（後期）を修了した者（満期退学した者も含む）
 4. 大学院修士課程に在籍する学生および研究生
 5. 大学院修士課程を修了した者
 6. 編集委員会が特に認めた者

(論稿の種類)

- 第 5 条 学術論文に掲載する論稿は、次のとおりとする。
1. 原著論文 原著論文とは、独創的な研究から得られた成果を報告する学術論文で、人文社会科学・自然科学の進歩や発展に寄与するものをいう。
 2. 研究ノート 研究ノートとは、研究途上にあり、研究の原案や方向性を示したものをいう。
 3. 研究レビュー 研究レビューとは、当該研究に関する先行研究を網羅的にまとめ、研究の動向を論じたものをいう。

4. 書評 書評とは、新たに発表された内外の著書および論文の紹介をいう。
 5. 学界展望 学界展望とは、諸学界における研究動向の総合的概観をいう。
 6. その他 その他とは、その他の論稿であって編集委員会が特に認めたものをいう。
- ② 前項のものは、未発表のものを原則とする。

(編 集)

第 6 条 編集委員会は、前条第 1 項に規定する論稿について、募集し、編集する。

- ② 投稿に関しては、別に定める。

(審 査)

第 7 条 編集委員会は、第 5 条第 1 項に規定する論稿について、編集委員会が委嘱した者の査読を経た後に、掲載の適否を判断する。

- ② 編集委員会は、投稿者に対して、必要に応じて加筆、訂正、削除または掲載見送り等を要求することがある。

(著作権および出版権等利用の許諾)

第 8 条 学術論文に掲載されたすべての論稿の著作物は、著作権者に帰属する。

- ② 著作権者は、大学院に対し、当該論稿に関する出版権の利用につき、許諾するものとする。
- ③ 著作権者は、大学院に対し、電子化した当該論稿の常磐大学のホームページへの公開について許諾するものとする。

(保管・管理)

第 9 条 学術論文の保管ならびに各大学および研究機関との交換は、情報メディアセンターが行う。

(事 務)

第 10 条 学術論文の発行事務は、学事センター研究教育支援係が行う。

附 則

1. この規程の改廃には、研究科委員会の議を経て教学会議の承認を得るものとする。
2. この規程は、2006年 4 月 1 日に遡及して施行する。
3. この規程は、2013年 6 月 7 日に全面改正を行い、2013年 4 月 1 日に遡及して施行する。

『常磐大学大学院学術論究』

学 術 雑 誌 執 筆 要 項

(2022年度版)

I. 『常磐大学大学院学術論究』への投稿に関する諸注意

『常磐大学大学院学術論究（以下、学術論究）』は、常磐大学大学院の趣旨ならびに特色を考慮した学術専門雑誌です。本大学院学術論究発行規程第5条第1項が定める学術論文などを掲載します。

投稿論文等は、その内容が過去に他誌に掲載（注：抄録のみの場合は除く）されていないもの、あるいは現在投稿中もしくは掲載予定でないものに限り、新規の所在が明確で、要旨が一貫して明解な論文をお寄せください。記述は簡潔にし、類似する図表は省略してください。

なお、掲載されたすべての論文の著作権は著者に帰属しますが、出版権は常磐大学大学院（以下、本学）に帰属します。また、掲載された論文は電子化し、本学ホームページで公開します。

投稿について

投稿は有資格者に限り、本文は原則として邦文、英文のどちらかとします。英文の場合、ネイティブの専門家の校閲を受けることを原則とします。

投稿原稿は公示によって募集し、掲載の採否を編集委員会にて決定し、メールにて投稿者にお知らせします。採用となった場合は掲載受付証を発行します。

なお、投稿論文数が2編以下の場合は、休刊にすることがあります。

1. 原稿の提出について

原稿は、原則としてMSWordで入力したファイルと同じ内容のPDFファイルをGoogleフォーム（投稿希望登録者に別途アナウンスします）に、指定された期日までに提出してください。

*どちらのファイルにも、著者が誰であるかが分かる情報（製作者の情報）が残らないように設定してください。

教員以外の投稿者（大学院生）は、研究指導教員あるいはこれに準ずる教員（リーダーも含める）の推薦文（研究指導教員評価シート）をつけて提出してください。ただし、研究指導教員あるいはこれに準ずる教員（リーダーも含める）が、共著者になる場合は必要ありません。

なお、著者の責任において、ファイルの損傷・紛失に備えてファイルを保存してください。

採用となった場合、校正是初校のみとし、著者をお願いします。校正期間は2日間で字句のみとします。校正段階での加筆訂正は原則として認めません。

投稿にあたり規定が遵守されなかった原稿は受理されません。

送付先：Googleフォーム（投稿希望登録者に別途アナウンスします。）

*提出後24時間以内に受け取りの連絡がない場合は、ご連絡ください。

2. 有資格者について

『学術論究』に投稿することのできる有資格者は、次のとおりです。

- ① 人間科学研究科に設置する科目の授業担当者
- ② 人間科学研究科博士課程（後期）に在籍する学生および研究生
- ③ 人間科学研究科博士課程（後期）を修了した者（満期退学した者も含む）
- ④ 人間科学研究科修士課程に在籍する学生および研究生

- ⑤ 人間科学研究科修士課程を修了した者
- ⑥ 被害者学研究科、コミュニティ振興学研究科の修士課程または博士課程（後期）を修了した者（満期退学した者も含む）
- ⑦ 編集委員会が特に認めた者

注：筆頭執筆者が上記に該当すれば、その投稿は認められるものとします。ただし、筆頭執筆者が上記に該当しない場合、第2著者以降に上記該当者が含まれていても、その投稿は原則として認められません。

3. 募集論文の種類

①原著論文②研究ノート③研究レビュー④書評⑤学界展望⑥その他、編集委員会が特に認めたもの
原著論文と研究ノートはいずれも学術論文に含みます。いずれも独創的な研究で、科学上意義ある結論または事実を含むものです。

① 原著論文とは、著者による独創的な研究から得られた成果を報告する学術論文で、科学技術の進歩や発展に寄与するものです。その成果と内容、ならびに論文形式等が当編集委員（査読者も含む）によって原著論文に値すると認められた論文とすることができます。

② 研究ノートとは、これまでの研究の概要を暫定的に報告した論文であり、新しい発見や着想を早く公表することを目的としたものをいいます。研究テーマにかかわる先行研究を詳細に概観する必要はありません。また図や表も最小限にとどめ、確定した事実だけを記し、後に改変の必要が起こるような内容を含めないことが望まれます。

③ 研究レビューとは、当該研究テーマに関する先行研究をまとめたものをいいます。先行研究を網羅的にまとめ、当該研究の研究動向を論じたものなどが対象となります。

④ 書評とは、新たに発表された内外の著書または論文の紹介をいいます。

⑤ 学界展望とは、諸学界における研究動向の総合的外観をいいます。

⑥ その他とは、①～⑤以外の論稿であって編集委員会が投稿を認めたものをいいます。

以上の観点から、投稿者の希望と異なる論文種になる場合があります。ご了承ください。

4. 査読について

① 査読結果の通知について

原則としてすべての論文等に対して査読を実施します。編集委員会ならびに編集委員会が特に認める者（学外の者に依頼する場合もありうる）が査読し、掲載の採否を決定します。査読結果の通知および修正原稿の提出等、査読に関する作業は、原則として電子メール（データ添付）で行います。

査読結果は、次のA～Dの4段階で通知します。

「A. 無条件に掲載可能である。」

「B. 修正すれば掲載しても構わない。再提出後、修正完了の確認をする。」

「C. 大幅修正しなければ掲載不可（修正の上、再審査をする）。」

「D. 掲載不可。」

② 査読結果に対する異議申し立てについて

「D. 掲載不可。」の査読結果に異議がある場合、著者は1回に限り異議申し立てを行うことができます。異議申し立てを行う場合は、論文題名・著者名・異議申し立て事項および理由を記載した書面（様式任意）を、指定された期日までに編集委員長にメールに添付してお送りください。編集委員会で異議申し立ての採否を審査します。異議申し立てに対する審査結果は書面で著者に通知します。なお、異議申し立ての結果、掲載が認められた場合であっても編集日程の都合上、次号以降への掲載となる場合があります。

③ 査読の回数について

査読は2回までとします。2回目の査読結果が、「C. 大幅修正しなければ掲載不可。」または「D. 掲載不可」となった論文等は、掲載不可とします（ただし次号以降への再投稿は妨げない）。

II. 論文等原稿作成上の注意

頁構成	1 枚目（表紙）……表題、著者名他
	2 枚目……………要旨（Abstract）、キーワード（Key words）
	3 枚目……………本文

《1 枚目（表紙）》

下の1～3については、本文が邦文の場合は邦文・英文を併記し、本文が英文の場合は、英文のみを記載する。

1. 表題

「……の研究」というような大ざっぱな表記を避け、論文の内容、新知見を表記した簡潔で明瞭なものとする。また、長い場合は略題（ランニングタイトル）をつける。2編以上の原稿を同時に提出する場合は、それぞれ別の表題をつける。

2. 著者名（フリガナ）

3. 所属、領域、研究指導教員名（学生のみ）

4. 図表の数

5. 抜刷希望部数（贈呈分は50部です）※50部を超える分は自己負担（または個人研究費）

6. 連絡先住所・電話番号（e-メールアドレス）

7. 編集・印刷上の注意事項の指示

《2 枚目》

1. 論文の要旨（Abstract）

和文（600字～800字程度）および英文（150語～200語程度）で併記すること。読者が一読して論文の内容が明確に理解できるものとする。

2. キーワード（Key words）

日本語および英語で5個以内。やむを得ず邦語のキーワードを含む場合には、ローマ字表記の邦語のキーワードを併記すること。

《3枚目～本文》

1. スタイル、枚数

A4判用紙に横書き。図表と写真は一点につき一枚に換算し、所定の枚数に含める。

また、必ず行番号を付してください。

〔本文が和文の場合〕

文章は現代かなづかいとする。

ワープロ使用

40字×30行設定で、①原著論文は16～20枚、②研究ノートは8～10枚、③研究レビュー、④書評、⑤学界展望、⑥その他、についてはおおよそ8枚まで、とする。

なお変換できない文字や記号については編集委員長にご相談ください。

〔本文が英文の場合〕

フォント11の活字を使用したワープロによる印字のみとし、30行設定で入力する。①原著論文は20～25枚、②研究ノートは10～20枚、③研究レビュー、④書評、⑤学界展望、⑥その他、についてはおおよそ10枚まで、とし、原語綴りは行端末で切れないようにする。

可能なかぎりネイティブの専門家の校閲を受けること。

2. 構成

論文の構成は次のように編成する。ただし、それらは必ずしも見出しの表記法を規定するものではない。〔注1、注2〕なお、中見出しは、適宜考慮して適切に表現する。

はじめに：序言または緒言に相当するもの。研究の位置づけおよび目的を明示する。

研究の方法

結果

考察

結論

謝辞…出来るだけ簡単に、研究費の出所等も記載する。

引用文献…〔注3〕

図表・写真のタイトル（説明文を含む）…〔注4〕

〔注1〕総説、講座、または専門分野の学会などの慣行に従うことが望ましい場合には、上記の構成の限りではなく、適宜考慮して記述する。ただし、学生が投稿する場合は、その標準的な構成を示したサンプルを一部提出することが望まれる。

〔注2〕自己の知見と他人のものととの比較で、異論を論じるだけの場合は、出来るだけ「結果および考

察」に相当する一章にまとめる。ただし、その場合は、研究ノートに分類されることもある。

〔注3〕（引用文献について）

1. 本文中に引用する際の表記法

文献に記述された内容を本文中に引用する場合には、基本的にはそのまま書き写さずに自分の言葉に置き換えて記述すること。

○1名の研究者による文献の場合

Skinner (1967) は、・・・と述べている。

井上 (1993) の研究では、・・・が明らかにされた。

・・・と報告されている (Sidman, 1990)。

・・・が指摘されている (山本, 1997)。

○2名の研究者による共同研究の場合

Horne and Lowe (1996) によれば、・・・

・・・が報告されている (Sekuler & Blake, 1985)。

・・・と報告されている (谷島・新井, 1996)。

○3名以上の場合

・本文中に初めて出すときには、全ての研究者の名前を記述する。

柏木・東・武藤 (1995) は、・・・と述べている。

Matthews, Shimoff, and Catania (1987) は、・・・を調べた。

・・・が報告されている (Matthews, Shimoff, & Catania, 1987)。

・2回目以降は、以下のように省略して記述する。

柏木他 (1995) は、・・・と述べている。

柏木ら (1995) は、・・・と述べている。

Matthews et al. (1987) は、・・・ことを指摘している。

・・・が指摘されている (Matthews et al., 1987)。

名前は基本的に姓のみを表記する。ただし、同姓の人物が引用されていて紛らわしい場合には、日本語名であればフルネームを書き、欧文名であればファーストネームのイニシャルを添えて書くこと。

※原文の直接的引用

どうしても文献の内容を原文のまま引用したい場合には、次のようにすること。

・・・高橋 (2001) は、この問題に関して次のように述べている。

(1行空ける)

ヒトの場合、言語行動が・・・

・・・(高橋, 2001, p. 102)。

(1行空ける)

以上のように高橋は、・・・

2. 引用文献のリストの書式

本文中に引用した文献は、全て最後の引用文献のリストに記載すること。リストは、アルファベット順に並べ替えること。同じ著者の場合は、発表年代順に並べる。

○初版の場合.

松沢哲郎 (2000). チンパンジーの心 岩波現代文庫

Skinner, B.F. (1974). *About behaviorism*. New York; NY: Knopf.

○改訂版の場合.

芝 祐順 (1979). 因子分析法 第2版 東京大学出版会

Catania, A.C. (1984). *Learning*. 2nd ed. Englewood Cliffs, NJ Prentice-Hall.

○編集された書籍の場合.

Hayes, S.C. (Ed.) (1989). *Rule-governed behavior: Cognition, contingencies, and instructional control*. New York; NY: Plenum.

海保博之・原田悦子 (編) (1993). プロトコル分析入門 新曜社

○編集された書籍の場合. (特定章)

Chase, P. N., & Danforth, J. S. (1991). The role of rules in concept learning. In L.Parrott & P.N.Chase (Eds.), *Dialogues on verbal behavior*. Reno, NV: Context Press. pp.226-235.

佐藤方哉 (1983). 言語行動 佐藤方哉 (編) 現代基礎心理学 6 学習Ⅱ 東京大学出版会 183-214.

○雑誌の場合. (DOI番号がある場合は記載すること)

木本克己・島宗 理・実森正子 (1989). ルール獲得過程とスケジュール感受—教示と形成による差の検討— 心理学研究, 60, 290-296.

Shimoff, E., Catania, A. C., & Matthews, B. A. (1981). Uninstructed human responding :Sensitivity of low-rate performance to schedule contingencies. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, 36, 207-220. doi: 10.1901/jeab.1981. 36-207

○Webサイトの場合.

長瀬産業株式会社ヘルスケア事業部 (2001). <OLの化粧に関する意識調査>結果報告 (2001.12.13.) <<http://www.nagase.co.jp/whatsnew/20011213.pdf>> (2002年1月10日)

文献の標記の仕方については、「日本心理学会執筆・投稿の手引き (2005年改訂版)」を参照すること (日本心理学会ホームページ <http://www.psych.or.jp/tebiki.doc>)。

他に下記の書籍が参考になる。

APA (アメリカ心理学会) 著 江藤裕之・前田樹海・田中建彦 (訳) (2011). APA論文作成マニュアル 第2版 医学書院

原著

American Psychological Association (2010). *Publication manual of the American Psychological*

〔注4〕（図表・写真について）

1. 本文とは別に電子ファイルでお送りください。ワードに張り付けた状態（及びそれをPDF化したもの）が望ましいです。大きさや配置に希望のある場合は、分かりやすく、明確に、指定してください。
2. 図表は、和文では「第1図」または「図1」、「第2表」または「表2」のように、英文では「Fig. 1」、「Table 1」のように表わし、本文中と統一する。また、タイトルおよび説明文（注記を含む）は写真判には含めず、別紙に表記したものを添付する。
3. 図表挿入部位の表示を、本文中に行なってください。様式は任意です。

Ⅲ. 編集作業について

編集作業は以下の予定で行います。

- | | |
|---------------------|----------|
| 1. 投稿募集案内と投稿申込書等の配布 | 8月上旬 |
| 2. 投稿申込書の提出締め切り | 9月9日 |
| 3. 原稿提出締め切り | 10月9日 |
| 4. 査読者の決定と査読依頼書の送付 | 10月上旬 |
| 5. 査読締め切り | 11月中旬 |
| 6. 修正原稿提出の締め切り | 11月下旬 |
| 7. 再査読依頼 | 12月上旬 |
| 8. 再査読締め切り | 12月中旬 |
| 9. 最終原稿提出締め切り | 1月上旬 |
| 10. 入稿 | 1月下旬 |
| 11. 初校の送付（校正依頼） | 2月中旬 |
| 12. 初校校正の締め切り | 2月中旬 |
| 13. 校正最終締め切り | 2月下旬 |
| 14. 校了・印刷 | 2月下旬 |
| 15. 本誌と別刷りの送付 | 3月下旬（予定） |

Scientific Journal of Tokiwa University Graduate School Guidelines

(2022 edition)

I . Information for authors regarding contributions to the Scientific Journal of Tokiwa University Graduate School

The Scientific Journal of Tokiwa University Graduate School is an academic periodical that considers themes related to the Tokiwa University Graduate School. Selected academic papers and other appropriate material are published according to the Tokiwa Graduate School Scientific Journal Regulations No. 5 Article 1.

Only submissions that have not been previously published (not including the publication of quotations or small excerpts), or are not currently in the process of being published will be considered. Abstracts should clearly define research findings, but should be brief and not include any tables or diagrams.

The copyrights of submitted manuscripts will belong to the author(s), but the publishing rights will belong to Tokiwa University Graduate School. All published manuscripts will be converted to electronic form as well as be published on the homepage of Tokiwa University.

Contributions

Journal contributions are restricted to only those determined eligible by the university (see “Eligibility” below). Contributions will only be accepted in English or Japanese; all contributions in English should be proofread by a native speaker before submission.

Call for papers will be announced via the bulletin board in the 4th floor graduate student room of Q Building. After the Editorial Board reviews submissions, they will notify all authors by mail as to whether or not their submission was accepted for publication. Authors of accepted contributions will be given written verification that their paper was accepted. In the case that only two or less contributions are accepted for publication, journal publication may be postponed to a later date.

1. Manuscript Submission

Authors must submit Manuscripts in MSWord files and PDF files of the same content to the google form by the specified deadline. Both files should be set up so that no information identifying the author's name remains.

With the exception of contributing teaching staff, all of those who submit a paper must also submit a letter of recommendation from their Research Mentor or another applicable advisor. However, this is not the case if the Research Mentor or another applicable advisor (including the leader) becomes a coauthor.

It is the author's responsibility to save an extra copy of the submission in the event that one of the submitted copies is somehow damaged or misplaced. Once a submission is accepted, it is requested that authors have it proofread.

Authors will be given two days to have the proofreading done, and the content of the submission must not be changed in the process. Further editing will not be allowed once a manuscript is resubmitted.

Manuscripts that do not adhere to the correct submission guidelines as outlined will not be accepted.

(Send to)

Google Form (URL will send to those who want to apply.)

Note: If you do not receive confirmation e-mail within 24 hours of submission, please contact.

2. Eligibility

Only those who fit in one of the following categories will be eligible to contribute. (In accordance with the Scientific Journal of Tokiwa Graduate School Regulations No. 4).

1. Course instructors for the Tokiwa University Graduate School of Human Science.
2. Students or researchers enrolled in Tokiwa University's doctoral program in Human Science.

3. Anyone who has completed Tokiwa University's doctoral program in Human Science.
4. Students or researchers enrolled in Tokiwa University's master' s program in Human Science.
5. Anyone who has completed Tokiwa University's master' s program in Human Science.
6. Anyone who had enrolled in Tokiwa University's Graduate School of Victimology or Tokiwa University's Graduate School of Community Development.
7. Those specially recognized by the Editorial Board.

Note: In the case that a manuscript is submitted under multiple authorships, it will still be accepted if secondary authors do not meet the above requirements as long as the first author does. However, if the first author of a submission does not meet the requirements stated above, his or her submission will not be accepted, regardless of whether or not secondary authors do in fact meet the requirements.

3. Categories for paper application acceptance

1. Original article
2. Research notes
3. Research review
4. Book review
5. Insights on an academic society,
6. Others

Both original articles and research notes are categorized as academic papers.

- ① The merit of submitted original articles (including its contents, results, layout, etc.) will be determined by the editor assigned to evaluate the manuscript.
- ② Research notes serve as a temporary report and outline of research completed to a certain point but still pending final results. When composing the research notes, it is not necessary to make a detailed outline of the previous research that matches the research theme. They should include just factual information, minimizing the usage of tables and figures. Furthermore, research notes should not include any information that may be subject to change as the research continues.
- ③ A research review is a collection of prior research concerning a particular research theme. The purpose of the Research Review is to give a comprehensive review of previously published research and argue or discuss a particular view of the work.
- ④ A book review is an introduction to a recently published book or scholarly article.
- ⑤ Writings on insights on academic society are comprehensive commentaries on research trends in a the academia surrounding a particular field.
- ⑥ "Others" includes any manuscript contribution other than those mentioned that is accepted by the Editorial Board.

Based on the above descriptions, contributors should be aware that the category under which a given manuscript is submitted is subject to approval and possible change.

4. Peer review

- ① Notification of peer review results

As a general rule, all manuscripts will be subjected to peer review. Judgment about the status and acceptance, rejection, or a submission of a manuscript will be made by the Editorial Board, or those specially recognized by the Editorial Board. Any work related to the reviewing process such as notification of the review results or submission of revised manuscripts shall, as a general rule, be conducted over e-mail (through use of file attachment).

Peer review results shall be notified as one of the following (A through D):

“A. Publishable without condition.”

“B. May be published if revised. Confirmation of final revision after re-submission.”

“C. Not publishable unless significant changes are made (re-examination conducted after revision).”

“D. Unfit for publication.”

② Formal appeal of peer review results

In cases when an author objects to the results of peer review of “D. Not allowed”, he or she can formally appeal the decision at a limit of ONE (1) time. In such a case, the author must prepare a letter (no prescribed format) that contains the manuscript’s title, author’s name, the specific item to which he or she objects, and the reason for the objection, and send it by postal mail to the Tokiwa University Academic Affairs Office to arrive no later than the final date of the prescribed period for appeal. Following receipt, the Editorial Board will review the objection and decide whether or not to accept or reject it. The results of this review will be notified to the author in writing. Moreover, in cases in which publication is permitted following the results of the appeal, the accepted manuscript may not be published until the following issue, depending on the editing schedule for the current issue.

③ Number

Review can take place a maximum of TWO (2) times. Manuscripts that are given the results of either “C” or “D” (above) after their second review will not be published. (However, this will not disqualify a revised draft from being submitted for a future issue.)

II. Important points to remember when preparing a manuscript for submission

Page Composition 1st page (front cover) Title, Author's name, etc.

2nd page Abstract, keywords

3rd page Body

Front Cover (and binding)

1. Title

Try to avoid overly-broad titles such as “Research on [X] topic.” Titles should be brief but clear in their description of the contents of the manuscript. Use a running title if the original title is very long. If you plan to submit two or more separate manuscript copies at one time, make sure that they have different titles.

2. Author’s Name

3. Position, field of work/study, name of Research Mentor

4. Number of figures and tables in text

5. Anticipated number of reprints (up to 50 reprints will be provided for distribution at no extra fee)

6. Contact address, telephone number (FAX number and e-mail address)

7. Important notes regarding editing/printing (please write using red ink)

Page 2

1. Abstract

The abstract should be between 600 and 800 Japanese characters and 150 and 200 English words written side-by-side, and should be written in a way that readers can gain a clear understanding of the contents of the paper by reading it.

2. Keywords

Up to five keywords in Japanese and English should be included after the abstract. All keywords in Japanese should have their Romanization declared and written beside it.

Page 3 - Text body

1. Style, number of pages

Use standard A4 sized paper. Separate figures and tables should be included in such a way that they can be easily included alongside the text in the manuscript.

Use a word processing program such as Microsoft Word to type and print the paper (font size 11, 30 lines per page). ①Original articles should consist of 20-25 pages, ② research notes should consist of 10-20 pages, and other submissions (③research reviews, ④book reviews, ⑤insights on academic society, and ⑥other submissions) should consist of no more than 10 pages. Please justify text in a manner that does not force word-splitting at the end of lines. Manuscripts should be proofread by a native speaker of English before being handed in.

2. Organization

Manuscripts should be organized in accordance with the guidelines written below. However, there is possibility for slight deviations from layout described (see notes 1 and 2).

Introduction: Clearly indicate the purpose and the of the research in the preface or its equivalent

Research Method

Results

Discussion

Conclusions

Acknowledgements: list research contribution sources, etc.

References (See Note 3)

Appendices (including explanatory notes - see Note 4)

(Note 1) Slight deviations from the organization prescribed above will be considered based on their suitability and the reasons for the differences. However, a sample of the standardized guidelines used should be provided when a manuscript is submitted using a different organizational standard than the one described.

(Note 2) In the case that there is a difference in opinion between the contributor and any other involved party regarding any of the contents of the manuscript, the disputed issue should be outlined in a separate chapter titled "Results and Considerations." If this is the case, the manuscript will be classified as "Research Notes."

(Note 3) References

1. In-text citations (in margins)

For in-text citations of literature, text can be transcribed directly from the source.

Citations for a single author

i.e. "According to Skinner (1967)..."

"...are reported (Sidman, 1990)."

Citations for two authors

i.e. "According to Horne and Lowe (1996)..."

"...are reported (Sekuler & Blake, 1995)."

Citations for three or more authors

When the citation appears for the first time in the text, list all of the authors' names.

i.e. "According to Matthews, Shimoff, and Catania (1987)..."

"...are reported (Matthews, Shimoff, & Catania, 1987)."

For every subsequent appearance of the citation, you should abbreviate it according as is done in the following example.

i.e. "According to Matthews et al. (1987)..."

"...are reported (Matthews et al., 1987)."

Only the authors' surname must be used when citing names. In the event that two authors share the same surname, please also include the first initial of the author following the surname.

* Direct citation of text

When you wish to directly cite a source, use the following as a guideline.

“...Takahashi (2001) addressed the problem with the following.”

(1 line space)

“In the case of
. (Takahashi, 2001, p.102)”

(1 line space)

“So, as can be gathered from Takahashi's statement above,…”

2. Format for cited reference list

All references that are cited in the text need to be listed. This list should be displayed in alphabetical order by the name of the leading author. If two books share the same author name, list in order of publication date.

First editions

Skinner, B. F. (1974). *About behaviorism*. New York ; NY : Knopf.

Revised editions

Catania, A. C. (1984). *Learning*. 2nd ed. Englewood Cliffs, NJ : Prentice-Hall.

Edited texts

Hayes, S. C. (Ed.) (1989). *Rule-governed behavior: Cognition, contingencies, and instructional control*. New York; NY: Plenum.

Journals. (Include the DOI number if available.)

Shimoff, E., Catania, A. C., & Matthews, B. A. (1981). Uninstructed human responding : Sensitivity of low-rate performance to schedule contingencies. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, **36**, 207-220. doi: 10.1901/jeab.1981.36-207

Web addresses

Landsberger, J. (n.d.). Citing Websites. In *Study Guides and Strategies*. Retrieved May 13,2005, from <http://www.studygs.net/citation.htm>.

References should be cited according to academically accepted guidelines, such as those released by the American Psychological Association.

American Psychological Association (2010). *Publication manual of the American Psychological Association. Sixth edition*. Washington, DC: American Psychological Association.

(Note 4) Tables and Figures

1. Only clear images should be used. Figures and tables should be printed onto white, glossy paper, and should not contain anything hand-written. The width of all images should be 7-14 cm.
2. The author's name, figure number, and any layout instructions should be written in pencil on the back of a figure, and then pasted on a separate piece of paper. If the author has any specific instructions regarding the size or positioning of a figure, he or she should indicate so on the page the figure is pasted to.
3. All tables or figures should be labeled as “Table 1” or “Fig. 1.” Any titles, explanations, or annotations to charts or figures should be written on the intended text page where the figure will be placed rather than on the accompanying the image page.
4. Any explanatory text accompanying figures should be written in red ink in the margin right of the figure will be placed on the manuscript page.

III. Editing Schedule

The following outlines the planned schedule for editing work:

1. Distribution of contribution application information and application forms (Late June)
2. Deadline for contribution applications (Mid-July)
3. Distribution of documents and forms required for contributing (Late July)
4. Manuscript submission deadline (Early October)
5. Official request will be sent to selected reader manuscripts reviewers (Early October)
6. Reading deadline (Mid-November)
7. Resubmission deadline (Late November)
8. Second review of manuscript (Early December)
9. Second review deadline (Mid-December)
10. Final submission deadline ((Early January)
11. Draft (Late January)
12. Sending of first proofs (Early February)
13. Deadline for first proofs (Mid-February)
14. Final proofreading deadline (Late February)
15. Final manuscript printing (Late February)
16. Distribution of final printed journals (Late March)

編 集 委 員

砂金 祐年（委員長） 水嶋 陽子

千手 正治 申 紅仙

常磐大学大学院学術論究 第9, 10号合併号

2023年3月31日 発行

非 売 品

常磐大学大学院人間科学研究科

編集兼発行人 学術論究編集委員会委員長 砂 金 祐 年

〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1 電 話 029-232-2511(代)

常磐総合印刷株式会社

印刷・製本 〒310-0036 水戸市新荘3-3-36

電 話 029-225-8889(代)

目 次

□ 原著論文

- ・成人期のキャリア危機（転機）における対応とその心理的特徴に関する研究
—技術者の職業的アイデンティティ再体制化の視点から— ……杉 山 惣 — 1
- ・犯罪被害者等支援における犯罪被害者等と親しい周囲の者の役割についての考察
—「途切れることのない支援」の実現に向けて— ……稲 垣 友 徳 19

□ 付 録

- ・常磐大学大学院人間科学研究科博士課程（後期）学事記録 ……付－ 1
- ・常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録 ……付－ 2
- ・常磐大学大学院人間科学研究科博士（人間科学）学位論文要旨 ……付－ 3
- ・常磐大学大学院人間科学研究科修士（人間科学）学位論文要旨 ……付－ 4
- ・常磐大学大学院学術論文発行規程 ……付－28
- ・常磐大学大学院学術論文学術雑誌執筆要項 ……付－31
- ・常磐大学大学院学術論文学術雑誌執筆要項（英文） ……付－39